

第4回金沢市ガス事業・発電事業譲渡先選定委員会 次第

日時：令和2年9月16日（水）10時30分～

場所：金沢市企業局3階 301会議室

1. 開会

2. 議事

【審議事項】

- (1) 第3回委員会での修正指摘事項に対する対応について
 - (2) 募集要項・事業承継者選定基準・提案要領・基本協定書（案）・事業譲渡契約書（案）について
 - (3) 最低譲渡価格について
 - (4) 第5回以降の選定委員会のスケジュールについて
3. その他
4. 閉会

第4回金沢市ガス事業・発電事業譲渡先選定委員会 出席者名簿

(順不同・敬称略)

氏名	所属等
草薙 真一	兵庫県立大学国際商経学部 教授
内田 清隆	弁護士
坂下 清司	公認会計士
青海 万里子	NPO法人消費者支援ネットワークいしかわ 事務局長
福光 松太郎	金沢経済同友会 代表幹事
北村 哲志	金沢商工会議所 副会頭
平嶋 正実	金沢市公営企業管理者

これまでの委員会での議論を受けた検討事項

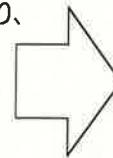
審議事項 資料1

事業実績の有無に応じた提案評価

- 参加資格基準の検討において、幅広く参加を募るための実績要件を設定
- ガスの製造やダムの運用に関する事業実績の有無を確認し、提案評価に反映させることを検討
- 組織体制、保安管理関係等の提案項目において、「審査の視点」に実績有無が含まれることを提示しつつ、実績の有無を提案に記載するよう様式で指示
- 提案書作成様式に、記載事項を指示する「記載指示事項」を記載することにより、審査側が確認したい事項を提案書に確実に記載させる

ガス事業 優先度（高→低）	要求パターン ① ② ③ ④	実績保有者
一般ガス導管事業	① ② ③ ④	・民営都市ガス会社 約170社
LNG設備運用	① ② ③ ④	・民営都市ガス会社 約50社 ・電力会社 9社 ・石油系グループ会社等
ガス小売事業	① ② ③ ④	・民営都市ガス会社 約170社 ・LPG会社、電力会社、新電力、石油会社等 約1,200社
貿易ガス事業	① ② ③ ④	・民営都市ガス会社、LPG会社 約1,300社

発電事業 優先度（高→低）	要求パターン ① ② ③ ④ ⑤	実績保有者
発電事業	① ② ③ ④ ⑤	・電力会社 11社 ・都道府県会社 2社 ・新電力、発電事業者 約660社
水力発電設備運用	① ② ③ ④ ⑤	・電力会社 10社 ・新電力、発電事業者 約40社
出力1000kW以上 水力発電設備運用	① ② ③ ④ ⑤	・電力会社 10社 ・新電力、発電事業者 約25社
火力運用	① ② ③ ④ ⑤	・電力会社 10社 ・新電力、発電事業者 約15社
多目的ダム運用	① ② ③ ④ ⑤	・電力会社 5社 ・新電力、発電事業者 5社



提案項目 (抜粋)	【事業者承継者選定基準】 審査の視点（抜粋）	【提案要領】 記載指示事項（抜粋）
組織体制・ 協力会社 (全体)	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業の実施に必要な事業実績を有しているか。 ・当該実績を確実に本事業に活かすことができる体制となっているか。 	※代表企業、構成員、協力会社における役割、責任分担の考え方、類似事業の実績（特にダム運用実績の有無等）について記載すること。
供給保安 管理体制 (ガス)	<ul style="list-style-type: none"> ・安定的なガスの製造、供給に必要な事業実績を有しているか。 	※ガスの製造、供給に関する事業実績を記載すること。
緊急保安体制 (発電)	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急保安の実施に必要な事業実績を有しているか。 	※緊急保安に関する対応実績（ダム運用実績の有無を含む）を記載すること。

基本条件、要請事項に関する検討

● 基本条件

具体的な 論点項目	検討内容	これまでの委員会での議論	募集要項等の記載想定文言（案）
2-4. 市民・市・地域との連携	災害等での市との連携 (まちづくりも視野)	先行事例で定めているとおり、上下水道事業は市が継続するため、当該事業との連携について定めた方が良いのではないか	①事業継続計画（BCP計画）を立案し、HP等で市民に公開すること。 ②災害時、緊急時においては、市の上下水道事業等との連携を図ること。 ③SDGs推進等に向けた「包括連携協定」を市と締結すること。
2-6. 権利の譲渡制限等	2事業の再譲渡禁止期間の設定	市の出資比率3%が保たれるよう新株発行の規定も定めるべきではないか	✓事業承継会社は、事業譲渡後（5年から10年間）、以下を行ってはならない。（但し、市の承認を得た場合は変更することができる。） <ol style="list-style-type: none"> 第三者との合併、会社分割、事業譲渡、代表企業の最多数の議決権の保有の解消 株主構成等の変更 承継した事業用資産のうち重要なものの第三者への譲渡 ✓市での確認期間は、市の議決権比率が3%を下回るような株式の発行その他の行為をしてはならない。

● 要請事項

具体的な 論点項目	検討内容	これまでの委員会での議論	募集要項等の記載想定文言（案）
3-1. 将来転売時の需要家への配慮	再譲渡禁止期間以降の転売時の配慮	譲渡禁止期間後について言及があるとかえって再譲渡を前提としていると受け止められる可能性もあるため、市の意向が伝わるよう精査が必要	✓事業承継会社は、事業譲渡後の転売禁止条項の期間以後において、譲受事業の一部または全部を第三者に譲渡する場合には、需要家への不利益が発生しないよう配慮に努めること。 ⇒（当該規定は要請事項に規定しない）

募集要項案の要約

審議事項 資料2

基本条件（遵守されるべき事項）

安定供給・保安の確保に関する要件

- (1) 事業継続計画（BCP計画）を立案し、ホームページ等で市民に公開すること。
- (2) 災害時・緊急時においては、市の上下水道事業等との連携を図ること。

料金・サービスに関する要件

- (1) ガス事業及び電力事業の一体的な経営を通じて、新たなサービスを提供するとともに、その他地方公営企業ではできなかつ多様なサービスを提供すること。
- (2) 電力の地産地消プランを導入すること。
- (3) ガス料金は、原料費調整制度による価格変動や事業譲受会社の責に帰することができない事由による場合を除き、少なくとも事業譲渡日以後5年間、事業譲渡日前日の料金水準を上回らないものとする。

地域経済の活性化に関する要件

- (1) 事業承継者は、新たに株式会社を設立し、本社を金沢市内に設置すること。
- (2) お客様の利便性及び地域経済の発展という面から、金沢市認定ガス工事が引き続き事業を行えるよう、ガス工事人として認定すること。
- (3) 技術力を有する本市内の事業者との連携を引き続き図ること。

まちづくりに関する市との連携に係る要件

- (1) SDGs推進等に向けた「包括連携協定」を市と締結すること。

本市職員の派遣に関する要件

- (1) 円滑な事業承継に必要な期間、公益的法人等への一般職の派遣等に関する法律に基づく職員の派遣を受け入れること。

本市からの出資及び権利譲渡の制限等に関する要件

- (1) 事業譲渡後[5年から10年間]、第三者との合併、会社分割、事業譲渡、代表企業の最多数の議決権の保有の解消、株主構成等の変更、承継した事業用資産のうち重要なものの第三者への譲渡を行ってはならない。また、市の確認期間は、市の議決権比率が3%を下回る株式の発行その他の行為をしてはならない。ただし、金沢市と事業譲受会社が協議の上、市の承認を得た場合はこの限りではない。
- (2) 市が事業譲受会社の経営状況を確認できるよう、事業経営計画、決算書類、年次報告書、クレーム対応状況の報告を行い、ホームページ等による自主的な情報開示を行うとともに、応募者が提案した方法による情報の開示等を実施すること。**本提案において何らかの追加提案がなされているときは、当該条件での報告が義務付けられる旨規定する。**

要請事項（努力義務）

- (1) 事業活動を通じて、地域雇用の促進・地域産業の活性化に努めること。

譲渡価格

流動資産を除く譲渡価格は、〇〇億円以上（消費税等相当額を除く。）

応募者等の構成と参加資格基準

①応募者等の構成

代表企業	応募者の責務を自らの責任と費用で最終的に引き受ける法人
構成員	事業譲受会社を設立する際に最多数の議決権を保有
特定協力会社	②に定める実績要件を満たす会社であって、事業譲受会社への出資はしないものの、応募者が本公募において行う事業提案の遂行に参加する法人
協力会社	応募者が本公募において行う事業提案の遂行に必要な機能の一部を提供する法人

②応募者に求められる要件

- (1) 代表企業、構成員、特定協力会社のうち、いずれかの者は、一般ガス導管事業の実績を有すること。
- (2) 代表企業、構成員、特定協力会社のうち、いずれかの者は、発電事業かつ水力発電設備の運営維持業務の実績を有すること。
- (3) 代表企業又は構成員が、少なくとも一般ガス導管事業の実績又は発電事業かつ水力発電設備の運営維持業務の実績のいずれかを有すること。

ガス事業 優先度（高→低）	要求パターン ① ② ③ ④	実績保有者	電力事業 優先度（高→低）	要求パターン ① ② ③ ④ ⑤	実績保有者
一般ガス導管事業	↓	・民営都市ガス会社 約170社	発電事業	↓	・電力会社 11社 ・都市ガス会社 2社 ・新電力、発電専業等 約660社
LNG設備運用	↓↓	・民営都市ガス会社 約50社 ・電力会社 9社 ・石油系グループ会社等	水力発電設備運用	↓	・電力会社 10社 ・新電力、発電専業等 約40社
ガス小売事業	↓	・民営都市ガス会社 約170社 ・LPG会社、電力会社、新電力、石油会社等 約1,200社	出力1000kW以上 水力発電設備運用	↓	・電力会社 10社 ・新電力、発電専業等 約25社
簡易ガス事業	↓	・民営都市ガス会社、LPG会社 約1,300社	ダム運用	↓	・電力会社 10社 ・新電力、発電専業等 約15社
			多目的ダム運用	↓	・電力会社 敷社 ・発電専業、産業用自家発 数社

契約締結及び事業譲渡までのスケジュール

No.	時期	内容
1	令和2年10月	募集要項等公表
2	(No.1の1週間程度後)	募集要項等に関する質問受付締切
3	(No.2の10日程度後以降)	募集要項等に関する質問回答
4	(No.3の1週間程度後)	第一次審査（資格審査）の提出書類受付期限
5	令和2年10月末以降	資格審査申請者への資格審査結果通知
6	令和2年11月～12月頃	競争的対話の実施期間
7	令和3年2月	第二次審査（提案審査）の応募提案書類受付期限
8	令和3年2月頃	最優秀提案者の選定
9	令和3年3月頃	優先交渉権者の決定
10	令和3年4月頃	基本協定の締結
11	令和3年5月頃	応募者による事業譲受会社の設立
12	令和3年5月頃	事業譲渡仮契約の締結
13	令和4年4月1日	事業譲渡

事業承継者選定基準案の要約

審議事項 資料2

選定基準における各論点			段階方式の採点基準		
論点	方式	説明	評価	評価内容	採点基準
各委員による採点方法	段階方式	・ 各委員が提案項目ごとに、6段階評価（A～F）による評定を付与し、A～Fの評定に従って、配点に一定の割合を乗じて得点を算出する。	A	提案内容が非常に優れており、その効果が大いに期待できる	配点×1.0
配点バランス	提案重視型	・ 価格審査点/総合評価点=25%で設定	B	提案内容が優れており、その効果が期待できる	配点×0.8
提案価格の得点化方法	比率法①	・ (配点)×(提案価格/最高提案価格)で計算。	C	提案内容がやや優れており、その効果が期待できる	配点×0.6
			D	提案内容が募集要項に定める基本条件を満たしており、その効果がある程度期待できる	配点×0.4
			E	提案内容が基本条件を満たしている程度	配点×0.2
			F	提案内容が十分とは言いがたい	配点×0.0

提案項目と配点			
	提案項目	配点	提案項目
1.全体計画	1 経営理念、ビジョン、経営戦略 2 事業環境の変化に対する考え方 3 組織体制・協力会社 4 市との基本的な連携方針 5 人員構成・採用計画・人材育成 6 業務引き継ぎに対する考え方 7 地元関係事業者の活用 8 地域連携及びパートナーシップ	150点	3 .保安体制・維持管理計画の評価 (1) ガス事業関係 1 安定供給確保（原料調達）の基本的な考え方 2 供給保安管理体制 3 需要家保安管理体制 4 緊急保安体制 5 災害時の保安体制 6 経年管更新計画等 7 工事実施体制 8 関係者との調整
2.経営計画の評価	1 資金調達計画 2 利益計画書 3 予定貸借対照表 4 資金計画書 5 設備投資計画	150点	(2) 発電事業関係 1 緊急保安体制 2 災害時の保安体制 3 発電設備の更新計画等 4 工事実施体制 5 関係者との調整
4 .顧客サービスの評価	1 料金計画 2 営業計画 3 顧客向けサービスの充実 4 苦情対応	150点	5 .譲受希望価格 合計
			250点 1,000点

提案要領案の要約

審議事項 資料2

提案要領案の構成	
1. 提案要領の構成及び留意点	
1-1. 提案要領の構成と用語の定義	
1-2. 提出書類の位置づけ	
1-3. 記載内容	
1-4. 書式等	
1-5. 編集方法	
1-6. 提出方法	
2. 提出書類及び各様式の記載要領	
2-1. 募集要項等に関する質問における提出書類	
2-2. 守秘義務対象資料の開示に関する提出書類	
2-3. 第一次審査書類の受付時における提出書類	
2-4. 参加辞退等に関する提出書類	
2-5. 第二次審査受付時における提出書類	

提案要領の構成及び留意点の主要な点	
記載内容	
✓ 第二次審査書類のうち、提案審査書類（様式15-A1～15-E）では、応募者等及びその他の者の企業名及び企業を類推できる記載（ロゴマークの使用等を含む。）は行わないこと。（記載例：代表企業、構成員A、B、... 協力会社A、B、）	
書式等	
✓ 使用する用紙は、表紙を含め、各規定様式を使用し、特に指定のある場合を除き、A4判縦長印刷とすること。	
✓ 頁数に制限がある場合は、それを遵守すること。	
✓ 会社概要及び実績を証する書類については、パンフレット等の使用を認める。	

質問書、守秘義務誓約書、参加辞退等に関する提出書類	
募集要項等に関する質問書	
守秘義務対象資料の開示に関する提出書類	
参加辞退等に関する提出書類	
✓ 第一次審査通過後に第二次審査への参加を辞退する場合の様式を提示。	
✓ 応募者を構成する企業の変更は原則認めないものの、変更の場合の様式を提示。	

第一次・第二次審査書類の受付時における提出書類		
審査段階	提出書類	提出書類の内容
第一次審査	参加表明書	<ul style="list-style-type: none">応募者が募集要項に示される資格要件を満たしていることの誓約
	応募者の名称等	<ul style="list-style-type: none">応募者の名称、住所、連絡先等
	会社概要	<ul style="list-style-type: none">会社概要（パンフレット等も可）
	登記簿謄本	<ul style="list-style-type: none">登記簿謄本
	有価証券報告書	<ul style="list-style-type: none">有価証券報告書（無ければ事業報告及び計算書類）
	納税証明書	<ul style="list-style-type: none">国税：「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額がないことの証明書市税：金沢市税の滞納がないことの証明書
	委任状	<ul style="list-style-type: none">構成員及び特定協力会社から代表企業への権限の委任
第二次審査	参加資格要件確認申請書	<ul style="list-style-type: none">参加資格要件の充足、並びに書類の内容についての誓約
	実績を証する書類	<ul style="list-style-type: none">実績要件に掲げられている事項に係る実績
	第二次審査書類提出書	<ul style="list-style-type: none">提案書類の記載事項及び添付書類について事実と相違ないとの誓約
	譲受希望価格提案書	<ul style="list-style-type: none">譲受希望価格について提案額
	基本条件に関する確認書	<ul style="list-style-type: none">基本条件と同等又はそれ以上であるとの誓約
	提案審査書類	<ul style="list-style-type: none">本事業の実施に関する具体的な提案
	提案審査書類における企業名対応表	<ul style="list-style-type: none">提案書に記載されている各企業（構成員A等）の名称

基本協定書（案）の構成

- 第1条 (目的)
- 第2条 (趣旨)
- 第3条 (趣旨の尊重)
- 第4条 (事業譲受会社の設立)
- 第5条 (株式保有義務等)
- 第6条 (誠実交渉義務)
- 第7条 (提案事業計画の修正)
- 第8条 (資金調達協力義務)
- 第9条 (協定期間)
- 第10条 (事業譲渡契約の不成立)
- 第11条 (解約申入れ)
- 第12条 (損害賠償)
- 第13条 (秘密保持義務)
- 第14条 (権利義務の譲渡)
- 第15条 (本基本協定の変更)
- 第16条 (誠実協議)
- 第17条 (準拠法・裁判管轄)

別紙1 代表企業及び構成員の事業譲受会社への出資一覧

基本協定書（案）の主な内容

第4条 (事業譲受会社の設立)

- ✓ 基本協定の締結の日から概ね1か月以内に事業譲受会社を設立
- ✓ 代表企業は、事業譲受会社の最多数の議決権付株式を引き受ける
- ✓ 事業譲受会社設立時の定款に定める監査等に関する事項
- ✓ 事業譲受会社の本社所在地は金沢市とする

第5条 (株式保有義務等)

- ✓ 事業譲受会社に対する出資義務の履行
- ✓ 本協定期間中、代表企業及び構成員の事業譲受会社株式処分の制限

第9条 (協定期間)

- ✓ 本基本協定の協定期間は締結日から事業譲渡契約の効力発生日まで
- ✓ 協定期間以後も有効な事項（損害賠償、秘密保持義務、準拠法、裁判管轄、特定協力会社の関与）

第10条 (事業譲渡契約の不成立)

- ✓ 事業譲渡仮契約の締結期限
- ✓ 事業譲渡仮契約不成立時の費用負担及び受領資料の扱い

第12条 (損害賠償)

- ✓ 相手方当事者の義務不履行の際の損害賠償請求

特定協力会社（実績要件を満たすための協力会社）の事業への関与の確保

- ✓ 応募者を構成する法人に、特定協力会社（参加資格基準の実績要件を満たす法人であって、事業譲受会社への出資はしないものの、応募者が本公司において行う事業提案の遂行に参加する法人）が含まれる場合は、特定協力会社を基本協定の締結者とする。
- ✓ 以下の規定により、特定協力会社の事業への関与を担保する。

全体（基本協定の締結者）

- ✓ 基本協定の締結者に特定協力会社を含める

第5条（株式保有義務等）

- ✓ 特定協力会社は、事業譲受会社が実施する事業に対して、自らが有する事業実績が、当該事業に活用されることを確保するため、【事業譲受会社との業務委託契約の締結等により、】本提案の遂行に参加
- ※【】内に規定する関与方法の具体的な内容は応募者からの提案を踏まえて修文

第9条（協定期間）

- ✓ 第5条第4項（特定協力会社の事業への関与）の規定は、本協定期間後【5年間から10年間】は有効に存続するものとする

全体構成

全5章 全34条の条文体系から成り、以下の章立てとしている。

第1章 事業譲渡 第1条～第21条

第2章 本件株式の発行 第22条～第26条

第3章 事業譲受会社への職員派遣 第27・28条

第4章 事業譲受会社の内部運営組織体制 第29条～第32条

第5章 雜則 第33・34条

主要な論点

✓選定委員会で検討した主要な論点は、以下の条文の中で反映されている。

第3条 譲渡価格

流動資産を除く譲渡価格は、●● 円（消費税等相当額を除く。）

第14条 基本条件（遵守されるべき事項）

安定供給・保安の確保に関する要件

- (1) 事業継続計画（BCP計画）を立案し、ホームページ等で市民に公開すること。
- (2) 災害時・緊急時においては、市の上下水道事業等との連携を図ること。

料金・サービスに関する要件

- (1) ガス事業及び電力事業の一体的な経営を通じて、新たなサービスを提供するとともに、その他地方公営企業ではできなかった多様なサービスを提供すること。
- (2) 電力の地産地消プランを導入すること。
- (3) ガス料金は、原料費調整制度による価格変動や事業譲受会社の責に帰することができない事由による場合を除き、事業譲渡後少なくとも5年間、事業譲渡日前日の料金水準を上回らないものとする。

地域経済の活性化に関する要件

- (1) お客様の利便性及び地域経済の発展という面から、金沢市認定ガス工事が引き続き事業を行えるよう、ガス工事人として認定すること。
- (2) 技術力を有する本市内の事業者との連携を引き続き図ること。

まちづくりに関する市との連携に係る要件

- (1) SDGs推進等に向けた「包括連携協定」を市と締結すること。

第22条 出資条件

出資比率は3%以上10%未満、出資額上限は7.5⇒10億円

第29条 本社所在地

本社は金沢市内に置くこと

第30条 市の株主権の権利

会計帳簿閲覧権等の株主権利

第31条 新会社に対する報告徴収

下記書類の提出・報告義務と共に、自主的にホームページ等での情報開示義務

- (1) 事業経営計画
- (2) 会社法435条に基づく計算書類
- (3) 年次報告書（アニュアルレポート）
- (4) クレーム対応状況

第14条 要請事項（努力義務）

- (1) 事業活動を通じて、地域雇用の促進・地域産業の活性化に努めること。

第32条 禁止事項

事業再譲渡禁止期間（5年～10年）※第4回委員会で改めて期間につき検討

**金沢市ガス事業・発電事業譲渡に関する
募集要項**

令和2年 10 月

金沢市

目 次

1.	公募開始日	3
2.	事務局等	3
3.	譲渡対象となる事業の概要・譲渡価格等	3
4.	事業承継手法及び特記事項	4
5.	基本条件（遵守されるべき事項）	4
5-1.	安定供給・保安の確保に関する要件	4
5-2.	料金・サービスに関する要件	4
5-3.	地域経済の活性化に関する要件	5
5-4.	まちづくりに関する市との連携に係る要件	5
5-5.	本市職員の派遣に関する要件	5
5-6.	本市からの出資及び権利譲渡の制限等に関する要件	5
6.	要請事項（努力義務）	5
7.	最優秀提案者選定の手続	6
7-1.	契約締結及び事業譲渡までのスケジュール	6
7-2.	事業譲渡先選定委員会の設置	6
8.	募集要項等	7
8-1.	募集要項等の構成	7
8-2.	募集要項等に関する質問回答	7
8-3.	守秘義務対象資料の貸与	8
9.	参加資格基準	8
9-1.	応募者等を構成する各法人の定義	8
9-2.	応募者について	9
9-3.	応募者等を構成する法人に求める資格	10
9-4.	応募者に求められる要件	10
10.	第一次審査（資格審査）	11
10-1.	資格審査申請書類の提出	11
10-2.	資格審査結果の通知	11
10-3.	参加資格の喪失	11
10-4.	資格審査通過者を構成する法人の変更について	11
11.	資格審査後の守秘義務情報の開示	12
11-1.	資格審査後の守秘義務誓約書の提出	12
11-2.	代表企業から第二次被開示者への資料の開示	12
12.	競争的対話	12
12-1.	質問の受付及び回答	12

12-2.	質問の方法.....	12
12-3.	質問に対する回答.....	13
12-4.	現地確認	13
12-5.	資料閲覧室での資料の閲覧	13
13.	募集要項等の補足	13
14.	第二次審査（提案審査）	13
14-1.	応募提案書類の提出.....	13
14-2.	応募提案書類の取り扱い.....	14
14-3.	プレゼンテーションの実施	15
14-4.	選定の方法.....	15
15.	優先交渉権者の決定	15
16.	優先交渉権者決定後の手続き	15
16-1.	基本協定の締結	15
16-2.	事業譲受会社の設立	15
16-3.	事業譲渡契約の締結	16
17.	その他留意事項.....	16

金沢市（以下「市」という）は、電力、ガスを合わせた総合エネルギー市場へと市場の形態が変化したことを踏まえ、電力・ガス小売全面自由化を契機に進展している多様なサービスの提供を通して、市民サービスの向上を図るとともに、人口減少や地球温暖化対策の進展等に伴う事業環境の変化に対し柔軟かつ迅速に対応することにより、事業の持続性確保を図ることを目的として、金沢市ガス事業及び発電事業（以下「本事業」という。）を令和4年4月1日に事業譲渡すること（以下「本事業譲渡」という。）を計画している。

本募集要項は、本事業の譲渡先となる事業主体の公募型プロポーザル方式による選定（以下「本公募」という。）から事業譲渡契約締結までの手続きについて定めるものである。

1. 公募開始日

令和2年10月2日（金）

2. 事務局等

本公募の事務を担当する部局（以下「事務局」という。）は以下のとおりとする。

金沢市企業局 経営企画部 経営企画課 ガス・発電事業譲渡準備室

〒920-0031 石川県金沢市広岡3丁目3番30号

電話：076-220-2608

電子メールアドレス：k-jouto2022@city.kanazawa.lg.jp

また、市は、本公募に関して事務局が行う事務に対する助言をする者として以下のアドバイザー（以下、「公募アドバイザー」という。）を置く。

・PwC アドバイザリー合同会社

なお、本募集要項において公募アドバイザー宛に提出することとされている書類は、以下に送付するものとする。

宛先：PwC アドバイザリー合同会社

インフラ・PPP部門 金沢市ガス事業・発電事業譲渡担当チーム

住所：〒100-0004 東京都千代田区大手町1丁目1番1号

大手町パークビルディング

メールアドレス：jp_adv_kanazawa_gashydro_info@pwc.com

3. 譲渡対象となる事業の概要・譲渡価格等

本事業譲渡は、一般ガス導管事業、ガス小売事業、発電事業を含む、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）及び金沢市公営企業の設置等に関する条例（昭和41年金沢市条例第41号。その後の改正を含む。）に基づき市に設置されたガス事業及び発電事業に属する一切の事業を一括して事業譲渡しようとするものである。

（1）事業譲渡日

令和4年4月1日

(2) 譲渡対象資産等

- ① 譲渡される資産等は、事業譲渡契約において明示されたもの（現金・預金、企業局庁舎等）を除く、本事業を構成する一切の財産（以下「譲渡対象資産」という。）とする（別紙1に記載の資産を含むがこれに限らない。）。なお、事業譲渡契約で別途定める場合を除き、金沢市ガス事業特別会計及び発電事業特別会計に計上されている企業債、未払金その他一切の負債は承継されない。
- ② 譲渡時点で有効な市が有するガス事業及び発電事業に関する契約等の権利義務については、原則として事業譲受会社がそのまま引き継ぐ。

(3) 譲渡価格

流動資産を除く譲渡価格は、〇〇円以上（消費税及び地方消費税等相当額を除く。）とし、流動資産の譲渡価格は、令和4年3月31日の価格で精算することとする。

4. 事業承継手法及び特記事項

- (1) 市は、円滑な事業承継に必要な期間、職員派遣を行うとともに、柔軟な企業活動を阻害しない範囲で事業譲受会社への出資を行う。
- (2) 市の出資比率は3%以上10%未満とし、市の出資額の上限は10億円とする。
- (3) ガス供給施設及びガス導管に係る市道の占用料並びに市有地の行政財産目的外使用料等に関して特例的な措置は行わない。
- (4) その他円滑な引継ぎのために必要な措置等について、公募の過程で、応募者と市の間で協議を行うこととする。
- (5) 市は、譲渡対象資産等に関して、一切の契約不適合責任は負わない。

5. 基本条件（遵守されるべき事項）

5-1. 安定供給・保安の確保に関する要件

- (1) 事業譲受会社は、事業継続計画（BCP計画）を立案し、ホームページ等で市民に公開すること。
- (2) 事業譲受会社は、災害時・緊急時においては、市の上下水道事業等との連携を図ること。

5-2. 料金・サービスに関する要件

- (1) 事業譲受会社は、ガス事業及び電力事業の一体的な経営を通じて、新たなサービスを提供するとともに、その他地方公営企業ではできなかった多様なサービスを提供すること。
- (2) 事業譲受会社は、電力の地産地消プランを導入すること。
- (3) ガス料金は、原料費調整制度による価格変動や事業譲受会社の責に帰することができない事由による場合を除き、少なくとも事業譲渡日以後5年間、事業譲渡日前

日の料金水準を上回らないものとする。

5-3. 地域経済の活性化に関する要件

- (1) 優先交渉権者は、新たに株式会社を設立し、本社を金沢市内に設置すること。
- (2) 事業譲受会社は、お客様の利便性及び地域経済の発展という面から、金沢市認定ガス工事が引き続き事業を行えるよう、ガス工事人として認定すること。
- (3) 事業譲受会社は、技術力を有する本市内の事業者との連携を引き続き図ること。

5-4. まちづくりに関する市との連携に係る要件

- (1) 事業譲受会社は、SDGs 推進等に向けた包括連携協定を市と締結すること。

5-5. 本市職員の派遣に関する要件

- (1) 事業譲受会社は、円滑な事業承継に必要な期間、公益的法人等への一般職の派遣等に関する法律（平成 12 年法律第 50 号）に基づく職員の派遣を受け入れること。

5-6. 本市からの出資及び権利譲渡の制限等に関する要件

- (1) 事業譲受会社は、事業譲渡後[5年から 10 年間]、第三者との合併、会社分割、事業譲渡、代表企業の最多数の議決権の保有の解消、株主構成等の変更、承継した事業用資産のうち重要なものの第三者への譲渡を行ってはならない。また、同期間は、市の議決権比率が 3 % を下回る株式の発行その他の行為をしてはならない。ただし、金沢市と事業譲受会社が協議の上、市の承認を得た場合はこの限りではない。
- (2) 事業譲受会社は、提案内容の遵守状況や譲渡契約内容が確実に履行されているか市が確認できるよう、事業経営計画、会社法 435 条に基づく計算書類、年次報告書（アニュアルレポート）、クレーム対応状況の報告を行い、ホームページ等による自主的な情報開示を行うとともに、応募者が提案した方法による情報の開示等を実施すること。

6. 要請事項（努力義務）

- (1) 事業譲受会社は、事業活動を通じて、地域雇用の促進・地域産業の活性化に努めること。

7. 最優秀提案者選定の手続

7-1. 契約締結及び事業譲渡までのスケジュール

公募開始後、事業譲渡に至るまでのスケジュールは概ね以下のとおりである。なお、以降の配布期間や受付期間は営業日のみとし、それ以外の日は除外されるものとする。営業日とは、行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）に定める行政機関の休日以外の日をいう。

時期	内容
令和 2 年 10 月 2 日	募集要項等公表
令和 2 年 10 月 9 日	募集要項等に関する質問受付締切
令和 2 年 10 月 20 日頃以降	募集要項等に関する質問回答
令和 2 年 10 月 28 日	第一次審査（資格審査）の提出書類受付期限
令和 2 年 10 月 30 日以降	資格審査申請者への資格審査結果通知
令和 2 年 11 月～12 月頃	競争的対話の実施期間
令和 3 年 2 月 1 日	第二次審査（提案審査）の応募提案書類受付期限
令和 3 年 2 月頃	最優秀提案者の選定
令和 3 年 3 月頃	優先交渉権者の決定
令和 3 年 4 月頃	基本協定の締結
令和 3 年 5 月頃	優先交渉権者による事業譲受会社の設立
令和 3 年 5 月頃	事業譲渡仮契約の締結
令和 4 年 4 月 1 日	事業譲渡

7-2. 事業譲渡先選定委員会の設置

市は、本公募における最優秀提案者を公平かつ公正に選定するため、令和 2 年 6 月 17 日付で、学識経験者等で構成する「金沢市ガス事業・発電事業譲渡先選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置した。市は、選定委員会における最優秀提案者の選定のための審査結果を受けて、優先交渉権者及び次点交渉権者を決定する。選定委員会を構成する委員は以下のとおり。

なお、本公募に応募しようとする者やそれと同一と判断される団体等が、本公募に関し、委員に対して直接、間接を問わず接触を試みた場合は、本公募の参加資格を失う。

青海 万里子	NPO 法人消費者支援ネットワークいしかわ事務局長
内田 清隆	弁護士
北村 哲志	金沢商工会議所副会頭
○草薙 真一	兵庫県立大学国際商経学部 教授
坂下 清司	公認会計士

福光 松太郎 金沢経済同友会代表幹事

平嶋 正実 金沢市公営企業管理者

※：○は委員長

：五十音順（公営企業管理者を除く。）、敬称略

8. 募集要項等

8-1. 募集要項等の構成

本募集要項及びその添付書類は、以下の(1)から(5)までの書類（以下「募集要項等」という。）により構成される。

- (1) 金沢市ガス事業・発電事業譲渡に関する募集要項（以下「募集要項」という。）
- (2) 金沢市ガス事業・発電事業譲渡基本協定書（案）（以下「基本協定書（案）」といふ。）
- (3) 金沢市ガス事業・発電事業譲渡仮契約書（案）（以下「事業譲渡仮契約書（案）」といふ。）
- (4) 金沢市ガス事業・発電事業譲渡に関する提案要領（以下「提案要領」という。）
- (5) 金沢市ガス事業・発電事業譲渡に関する最優秀提案者選定基準（以下「選定基準」という。）

8-2. 募集要項等に関する質問回答

市は、募集要項等に関する質問の受付及び回答を行う。質問への回答は、11月2日頃までに行う予定であるが、資格審査に関する質問に対する回答を優先して行う。また、12.に規定する競争的対話において、資格審査を通過した応募者等（以下「資格審査通過者」という。）のみを対象とした質問の受付及び回答の機会を別途設ける。

資格審査を受ける意志がある者は、質問書（様式は提案要領に定める。）に質問の内容を簡潔に記入し、受付期間内に電子メールにより、下記の提出先（電子メールアドレス）宛に送信するものとし、その他の方法（持参、郵送による書類の提出、口頭、電話等）による質問は受け付けない。

(1) 受付期間

令和2年10月9日（金）15時まで（必着）

(2) 提出先

公募アドバイザー

(3) 回答公表

令和2年10月20日頃を目途に資格審査に係る質問への回答を金沢市企業局のホームページ上で公表する予定である。資格審査以外に関する質問回答については、公募アドバイザーが開設するバーチャルデータルーム（以下「VDR」という。）上で回答を公表する予定である。なお、提出された質問に関する回答については、質問者を特

定できないようにした上で、公表する。

8-3. 守秘義務対象資料の貸与

本公募への参加意欲のある法人であって、守秘義務の対象となる資料及びその他守秘義務の対象となる情報（以下「守秘義務情報」という。）の開示を希望する者は、ID申請書及び守秘義務誓約書を提出するものとする（様式は提案要領に定める。）。

(1) 受付期間

令和2年10月9日（金）15時まで

(2) 提出方法

提案要領に従って作成し、公募アドバイザーに対し、事前に電子データを電子メールにより送信した上で、その原本を速やかに公募アドバイザー宛に提出すること。

(3) 貸与方法

VDRによる貸与を想定しており、必要書類を受領後、速やかに、VDRへのアクセス方法等を通知する。

(4) 貸与期間

令和2年10月28日（水）まで（当該期日を以て、VDRへのアクセスを停止する予定であるが、以降のプロセスに参加する事業者には、適当な時期に再度VDRへのアクセス権を付与する予定。）

9. 参加資格基準

本公募に参加する資格を有する者は、募集要項等で市が求める全ての基本条件及び全ての契約条件（以下「市提示条件」という。）の遵守を確保するとともに、市提示条件を満足した事業計画を自ら立案し遂行できる能力を示し、本事業譲渡を受けるための事業譲受会社を責任をもって設立しようとする法人又は法人のグループとする。

9-1. 応募者等を構成する各法人の定義

本事業譲渡の実施に関与する法人の定義は、以下のとおりである。なお、応募者を構成するにあたって代表企業は必須であるが、その他の法人は任意である。

(1) 代表企業

- ① 代表企業とは、応募者の責務を自らの責任と費用で最終的に引き受ける法人をいう。
- ② 代表企業は、他の応募者に参加することはできない。
- ③ 代表企業は、事業譲受会社を設立する際に最多数の議決権を保有しなければならない。

(2) 構成員

- ① 構成員とは、応募提案に参加し、かつ代表企業とともに応募者としての責務

を果たす法人をいう。

- ② 構成員は、他の応募者に参加することはできない。
 - ③ 構成員は、事業譲受会社を設立する際に議決権付株式を1株以上保有しなければならない。
- (3) 特定協力会社
- ① 特定協力会社とは、9-4.に定める実績要件を満たす会社であって、事業譲受会社への出資はしないものの、応募者が本公募において行う事業提案の遂行に参加する法人をいう¹。
 - ② 特定協力会社は、他の応募者に参加することはできない。

(4) 協力会社

- ① 協力会社とは、応募提案に参加し、応募者が本公募において行う事業提案の遂行に必要な機能の一部を提供する法人をいう。

9-2. 応募者について

(1) 応募者の構成

応募者は、単独の法人（以下「応募企業」という。）又は複数の法人（代表企業、構成員、特定協力会社）によって構成されるグループ（以下「コンソーシアム」という。）とし、コンソーシアムを構成する法人をコンソーシアム構成員という。

(2) 応募者等

応募者及び協力会社を総称して応募者等という。

(3) 応募者の代表企業

コンソーシアムにあっては、代表企業を1者定めるとともに、代表企業はコンソーシアムを代表して本公募手続きを行うものとする。単体企業による応募者は、当該企業が代表企業となる。なお、コンソーシアムを構成する代表企業以外の構成員及び特定協力会社は、委任状（様式は提案要領に定める。）により、本公募手続に係る権限を代表企業に委任する。

(4) 応募者等の制限

次の者は応募者等を構成することは出来ない。また、最優秀提案者選定手続き中において、選定委員会委員が退任した場合も、当該退任委員と応募者等の関係に対する以下の制限の効力は引き続き維持されるものとする。

- ① 選定委員会委員が属する法人（営利法人及び非営利法人）

¹ 9-4.に定める実績要件を満たす会社であって、事業譲受会社への出資はしない法人が、特定協力会社又は協力会社のいずれとなるかは、応募者が決定できるものとする。例えば、代表企業又は構成員が9-4.(1)(2)の要件を満たす場合で、応募者に参画しようとする別の法人（事業譲受会社に出資はしない法人）も9-4.(1)(2)の要件を満たす時は、当該法人は必ずしも特定協力会社になる必要は無い。

- ② 選定委員会委員が属する法人が営利法人である場合、その法人と親会社、子会社及び同一の親会社を持つ会社²
- ③ 選定委員会委員が属する法人が非営利法人である場合、当該法人に対して基本金の出捐等に加え役員³の派遣等を行っている法人
- ④ 上記③の出捐等を行っている法人の親会社、子会社及び同一の親会社を持つ会社
- ⑤ 選定委員会委員の親族⁴が役員⁵を務める法人
- ⑥ 公募アドバイザー
- ⑦ 上記①から⑤までに定める者を本公募に関連するアドバイザーに起用していないこと

9-3. 応募者等を構成する法人に求める資格

応募者等を構成する法人は、以下の全てに該当していること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 資格審査申請書提出日から優先交渉権者決定の日までの期間に、金沢市入札参加資格者指名停止措置要領に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 役員（役員として登記され、又は届出がされていないが、事実上経営に参画している者を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力関係者（暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと交わりを持つ者をいう。）と認められる者でないこと。
- (5) 法人税、消費税及び地方消費税、本市の市税を滞納していないこと。

9-4. 応募者に求められる要件

- (1) 代表企業、構成員、特定協力会社のうち、いずれかの者は、一般ガス導管事業の実績を有すること。
- (2) 代表企業、構成員、特定協力会社のうち、いずれかの者は、発電事業かつ水力發

² 親会社及び子会社の関係とは、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）」第 8 条第 3 項に規定するものをいう。

³ ここでいう役員とは、一般社団法人法等上の役員（理事、監事等）をいう。

⁴ 親族とは、父母、祖父母、配偶者、子、孫、兄弟姉妹をいう。

⁵ ここでいう役員とは、会社法及び一般社団法人法等上の役員をいう。

電設備の運営維持業務の実績を有すること。

- (3) 代表企業又は構成員が、少なくとも一般ガス導管事業の実績又は発電事業かつ水力発電設備の運営維持業務の実績のいずれかを有すること。

10. 第一次審査（資格審査）

10-1. 資格審査申請書類の提出

代表企業となることを希望する者（以下「資格審査申請者」という。）は、応募者等を構成する法人に係る書類を含め、提案要領に定める書類（以下「資格審査申請書類」という。）を次により事務局に提出し、市から参加資格の有無について確認を受けなければならない。

提出期間内に資格審査申請書類を提出しない者又は参加資格がないと認められた者は、以降の手続に参加できない。

(1) 提出期間

令和2年10月21日（水）から令和2年10月28日（水）15時まで（必着）

(2) 提出書類

提案要領に定める書類

(3) 提出場所

2.に示す事務局

(4) 提出方法

郵送又は宅配便により提出すること。これにより難い場合は、2.に示す事務局に事前に連絡すること。

10-2. 資格審査結果の通知

市は、応募者等の資格審査結果を、令和2年10月30日（金）以降に資格審査申請者に対して通知する。

10-3. 参加資格の喪失

資格審査通過後、応募者を構成する法人が9.に掲げる要件を欠くことになった場合は、当該法人は本公募に参加する資格を失う。なお、9.に掲げる要件を欠くことになった法人が代表企業である場合又は9-4.に掲げる要件を満たす法人であり応募者を構成する他の法人が9-4.の要件を満たさない場合、当該応募者は本公募に参加する資格を失う。

また、協力会社が9.に掲げる要件を欠くことになった場合は、当該法人は応募提案に参加する資格を失う。

10-4. 資格審査通過者を構成する法人の変更について

10-1.の資格審査申請書類の提出以降、応募者等の変更は原則として認めない。ただし、応募者等を構成する法人を変更せざるを得ない事情が生じた場合は、市と協議するものと

し、市が変更を認めた場合はこの限りではない。また、応募者等が参加資格基準を満たさなくなった場合、市に速やかに通知しなければならない。

11. 資格審査後の守秘義務情報の開示

11-1. 資格審査後の守秘義務誓約書の提出

代表企業は、資格審査申請以降の手続きにおける応募者等に対する守秘義務情報の開示に関して、コンソーシアム構成員等のID申請書及び守秘義務誓約書（いずれも様式は提案要領に定める。）を取りまとめた上で、10-1.に定める資格審査申請書類を事務局に提出する際に、併せて提出するものとする。ただし、8-3.において、既にこれらの書類を提出し、事務局の承認を得ている法人については、改めてこれらの書類を提出することなく、資格審査申請以降の手続きにおける守秘義務情報の開示を受けられるものとする。

なお、10-1.に定める提出期間終了後から令和2年12月25日（金）15時までの間は、これらの書類の提出は認めるが、当該企業への守秘義務情報の開示は、必要書類の提出後、事務局による承認が与えられた後とする。

11-2. 代表企業から第二次被開示者への資料の開示

代表企業が、VDRへのアクセス以外の方法で資料の閲覧を希望するコンソーシアム構成員等（以下「第二次被開示者」という。）に対して本件守秘義務情報を開示することを希望する場合、代表企業は、第二次被開示者の名称等（様式は提案要領に定める。）を公募アドバイザーに届け出て、事務局の承認を得なければならない。

12. 競争的対話

市は、資格審査通過者のみを対象として、競争的対話をを行うものとする。競争的対話は、質問の受付及び回答、現地視察及び資料閲覧室での資料の閲覧等を行うことにより、資格審査通過者の本事業に対する理解を深め、より良い提案を促すことを目的とする。競争的対話の実施に係る事務局及び公募アドバイザーとの事務手続きは、代表企業又は代表企業が指定する者で市が認める者のみが行うものとする。

12-1. 質問の受付及び回答

質問の受付期間及び回答日時は 13. の手続きにおいて示す競争的対話等実施要領にて示す。応募者の本事業に対する理解を深め、より良い提案を促すことを目的とすることに鑑み、競争的対話期間中に複数回の質問機会を確保する予定である。

12-2. 質問の方法

資格審査通過者のうち質問のある者は、質問書（様式及び提出期日等の詳細は競争的対話等実施要領に定める）に、質問の内容を簡潔に記載し、公募アドバイザーの電子メール

アドレス宛に送信するものとする。ただし、質問を正確に表現するために、図面等による説明が必要な場合、当該図面等を質問書と併せて提出することを認める。

12-3. 質問に対する回答

資格審査通過者からの質問に対する市の回答方法等については、競争的対話等実施要領において示す。

12-4. 現地確認

資格審査申請後に、応募者等が譲渡対象施設の現場確認を実施できる機会を提供する予定である。詳細は、競争的対話等実施要領において示す。

12-5. 資料閲覧室での資料の閲覧

現地確認実施期間中において、応募者等は事務局が設営する資料閲覧室を利用できるものとする予定である。詳細は、競争的対話等実施要領において示す。

13. 募集要項等の補足

市は、募集要項等の補足資料を応募者等に追加で開示することができるものとする。市の補足資料の提示期限は令和2年12月25日（金）とし、以降補足資料の追加開示は行わないものとする。

14. 第二次審査（提案審査）

14-1. 応募提案書類の提出

資格審査通過者は、第二次審査に係る応募提案書類を、14-1-1. に従い提出する。なお、提出期限までに応募提案書類を提出しない者は、本公募の14. 以降の手続きに参加することができない。

14-1-1. 応募提案書類の受付

応募提案書類は、以下のとおりとし、説明用資料等の市から指示のない書類等の添付は認めない。なお、応募提案書類は、提案要領に従って作成すること。

(1) 提出期限

令和3年2月1日（月）15時（必着）

(2) 提出書類

提案要領に定める書類

(3) 提出場所

2. に示す事務局

(4) 提出方法

郵送又は宅配便により提出すること。これにより難い場合は、2.に示す事務局に事前に連絡すること。

14-1-2. 本公司参加の辞退

資格審査通過者であって、応募提案書類を提出せず、本公司への参加を辞退する場合は、14-1-1.に示す応募提案書類の提出期限までに、辞退届（様式は提案要領に定める。）を2.に示す事務局宛に提出すること。

14-1-3. 提案の無効

次のいずれかに該当する場合、当該応募提案は無効とする。

- (1) 提案に参加する資格がない者が提案したとき
- (2) 資格審査申請書類その他の提出書類に虚偽の内容が記載されているとき
- (3) 応募提案書類が不足しているとき
- (4) 応募提案書類が提案要領に従って記載されていないとき
- (5) 応募提案書類の提出方法、提出先、提出期限に適合しないとき
- (6) 2通以上の応募提案書類を提出したとき
- (7) 応募手続きにおいて不正な行為があったとき
- (8) 市のあらかじめ定めた最低譲渡価格を下回る金額で提案したとき
- (9) その他本公司に関する条件に違反したとき

14-1-4. 応募提案書類の修正等

応募提案書類の提出後の修正、差し替え、再提出は認めない。ただし、この規定は審査過程における応募提案書類の記載内容の明確化を目的として、市が応募者に対して応募提案書類の修正指示を行うことを妨げるものではない。

14-2. 応募提案書類の取り扱い

14-2-1. 著作権

応募提案書類の著作権は、全て応募者等が保有する。なお、市は、必要に応じて、これを市の広報活動等において無償で使用することができるものとする。

14-2-2. 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、提案を行った応募者等が負うものとする。

14-2-3. 提出書類の返却

応募提案書類、その他応募者等から提出された書類は返却しない。

14-3. プレゼンテーションの実施

応募提案書類の提出後、応募者等によるプレゼンテーションを実施する予定である。

(1) 開催日

令和3年2月頃（日時・場所、具体的な実施方法等については、応募提案書類を提出した応募者等に対して、事務局より連絡する。）

(2) プレゼンテーションの内容

- ・応募者等からの提案内容の説明
- ・質疑応答

14-4. 選定の方法

選定委員会は、選定基準に基づき提案書類の審査を行い、第二次審査参加者の得点及び順位を決定し、第一位の第二次審査参加者を最優秀提案者として選定する。また、第二位の第二次審査参加者を次点優秀提案者とする。

15. 優先交渉権者の決定

(1) 決定方法

市は、選定委員会から受けた最優秀提案者及び次点優秀提案者の報告をもとに、最優秀提案者を優先交渉権者として決定する。また、次点優秀提案者を次点交渉権者とする。

(2) 結果の通知

全ての第二次審査参加者の代表企業に文書で通知する。

16. 優先交渉権者決定後の手続き

16-1. 基本協定の締結

- (1) 優先交渉権者に決定された応募者は、市と金沢市ガス事業・発電事業譲渡基本協定（以下「基本協定」という。）を締結する。
- (2) 優先交渉権者と基本協定が締結されない場合、又は基本協定の締結後に事業譲渡仮契約の締結に至らないことが明らかとなった場合には、市は次点交渉権者を新たな優先交渉権者とすることができる。この場合、当該手順により選定された新たな優先交渉権者と(1)の手続きを実施する。

16-2. 事業譲受会社の設立

優先交渉権者は、基本協定の締結日から概ね1ヶ月以内に、基本協定及び募集要項の定

めに従い事業譲受会社を設立する。

16-3. 事業譲渡契約の締結

市は、優先交渉権者と諸条件の詳細について協議を行い、本事業を譲受する事業主体と定めて、事業譲渡仮契約を締結する。かかる仮契約は、本事業譲渡に関する議案が金沢市議会において可決されたときに成立し、本契約となる。

なお、本事業譲渡は、ガス事業法第42条第1項に基づく経済産業大臣の許可及び河川法第34条第1項の規定に基づく河川管理者の承認を受けなければその効力が生じない。

17. その他留意事項

- (1) 事業譲渡契約締結に至る上記のすべての手続のうち、応募者等として実施する行為に関しては、応募者等は自らの責任と費用負担によりこれを行う。
- (2) 本公募に関する全ての意思疎通は原則として書面（電子メールを含む。）によるものとし、使用する言語は日本語とする。応募者等は、資格に関わる資料の付属資料として英語の資料を提出することができるが、その場合、関連部分について日本語による正確な翻訳を添付するものとする。なお、本公募における解釈においては常に日本語が優先される。
- (3) 優先交渉権者の提案書類及び関係書類は、外部に開示される場合がある。また、応募書類は、金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例（平成3年条例第2号）の規定に基づく開示請求がなされたときは、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、開示の対象とする。ただし、本公募の審査期間中は、同条例第7条第5号の規定に基づき、開示の対象としない。
- (4) 優先交渉権者等の決定後、優先交渉権者である応募者等を構成する法人名並びに提案概要を公表する。なお、応募者等は、提案申込を行った日から、優先交渉権者等の決定について市が公表する日までの間、提案申込を行った事実、提案内容等の本公募に係る全ての事項について、応募者等自らが公表することを禁止する。
- (5) 応募提案書類、質問回答、審査等における通貨は円、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- (6) 本募集要項に関して用いる日時は、日本標準時とする。
- (7) 第一次審査において参加資格がないと認められた者及び優先交渉権者として決定されなかった者に対しては、その旨を書面により通知する。当該通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（金沢市の休日を定める条例（平成2年条例第1号）第1条第1項各号に掲げる市の休日を含まない。）以内に書面により、説明を求めることができる。なお、その回答については、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により回答するものとする。

別紙 1

ガス事業譲渡対象資産（令和元年度末時点）

資産名	所在又は名称	数量
土地	港エネルギーセンター用地	34,287.99 m ²
	企業局ガスショールーム用地	1,177.74 m ²
	各地区整圧所用地（27箇所）	一式
	簡易ガス特定製造所用地（3箇所）	一式
	その他土地	一式
建物	港エネルギーセンター内建物	一式
	企業局ガスショールーム	978.39 m ²
	各地区整圧所（39箇所）	一式
	簡易ガス特定製造所（6箇所）	一式
構築物	市内各所共同橋	一式
	施設場内整備	一式
	その他構築物	一式
機械及び装置	球形ホルダー	2基
	LNGタンク	4基
	LPG貯蔵タンク	2基
	その他機械及び装置	一式
導管	中低圧本支管	1,491,599m
	供給管	181,712m
計量器	ガスマーテー	一式
工具・器具・備品	工具・器具・備品	一式
その他ガス事業の用に供する資産	その他ガス事業の用に供する資産	一式

発電事業譲渡対象資産（令和元年度末時点）

資産名	所在又は名称	数量
土地	上寺津発電所・ダム関連用地	59,427.89 m ²
	新辰巳発電所関連用地	22,204.35 m ²
	新寺津発電所関連用地	70,536.00 m ²
	新内川発電所関連用地	63,205.00 m ²
	新内川第二発電所関連用地	23,534.00 m ²
	小原発電所跡地	7,533.96 m ²
建物	上寺津発電所・ダム関連建物	一式
	新辰巳発電所関連建物	一式
	新寺津発電所関連建物	一式
	新内川発電所関連建物	一式
	新内川第二発電所関連建物	一式
構築物	上寺津（逆調整池）ダム	1基
	各発電所用構築物 (ヘッドタンク、サージタンク、 水路、トンネル、水圧鉄管等)	一式
	その他構築物	一式
機械及び装置	各発電所用機械及び装置 (水車、発電機、変圧器等)	一式
	その他機械及び装置	一式
諸装置	各発電所用諸装置 (進入路、巡回路、護岸石垣等)	一式
	その他諸装置	一式
備品	備品	一式
その他発電事業の用に供する資産	その他発電事業の用に供する資産	一式

**金沢市ガス事業・発電事業譲渡に関する
事業承継者選定基準**

令和2年 10月

金沢市

目 次

1. 事業承継者選定基準の位置づけ	3
2. 最優秀提案者選定の方法	3
2-1. 選定方法の概要.....	3
2-2. 審査体制.....	3
3. 審査の手順	4
3-1. 第一次審査	4
3-2. 第二次審査	4
4. 第一次審査	5
5. 第二次審査	6
5-1. 提案審査.....	6
5-2. 最優秀提案者等の選定	6
5-3. 優先交渉権者等の選定	6
5-4. 提案審査における審査基準	6
(1) 評価における基本的な考え方	6
(2) 提案項目	6
(3) 得点の計算方法	6
別表1 提案項目と審査の視点及び配点 (1,000点満点)	8

1. 事業承継者選定基準の位置づけ

本事業承継者選定基準（以下「本基準」という。）は、金沢市（以下「市」という。）が、事業承継者の候補となる優先交渉権者を決定するに当たって、民間事業者を、競争性のある随意契約の一類型である公募型プロポーザル方式により、最優秀提案者として選定するための方法、審査手順及び審査項目等を示したものであり、募集要項と一体となるものである。

なお、本基準において使用している用語の意義は、募集要項に定めるところによる。

2. 最優秀提案者選定の方法

2-1. 選定方法の概要

本事業譲渡の目的は、電力、ガスを合わせた総合エネルギー市場へと市場の形態が変化したことを踏まえ、電力・ガス小売全面自由化を契機に進展している多様なサービスの提供を通して、市民サービスの向上を図るとともに、人口減少や地球温暖化対策の進展等に伴う事業環境の変化に対し柔軟かつ迅速に対応することにより、事業の持続性確保を図ることであり、応募者が有する事業能力やノウハウ・創意工夫を総合的に評価することが必要である。

このため、最優秀提案者の選定にあたっては、応募者が募集要項に規定する参加資格を有しており、かつ、応募者の提案内容が、募集要項に規定する要件を満足することを前提として、提案金額に加えて、提案内容等について妥当性及び確実性を総合的に評価する、公募型プロポーザル方式により行う。

最優秀提案者の選定は、参加資格要件の充足について審査を行う「第一次審査」と、競争的対話を踏まえて提出された具体的な提案内容等を審査する「第二次審査」の二段階に分けて実施する。

提案書類では、応募者の名称及び名称を類推できる記載（ロゴマークの使用等を含む。）は行わないこととする。また、選定委員会に対しては、提案書類に係る応募者の名称は通知しない。

2-2. 審査体制

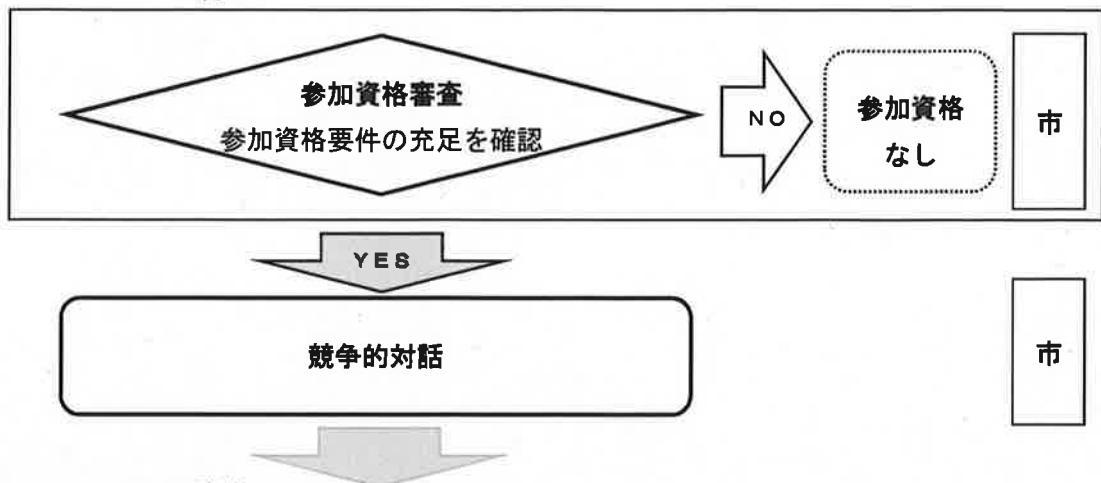
市は、本事業の事業承継者を公平かつ公正に選定するため、令和2年6月17日付で、学識経験者等で構成する選定委員会を設置した。

選定委員会の委員の具体的な氏名は、募集要項に記載のとおりである。

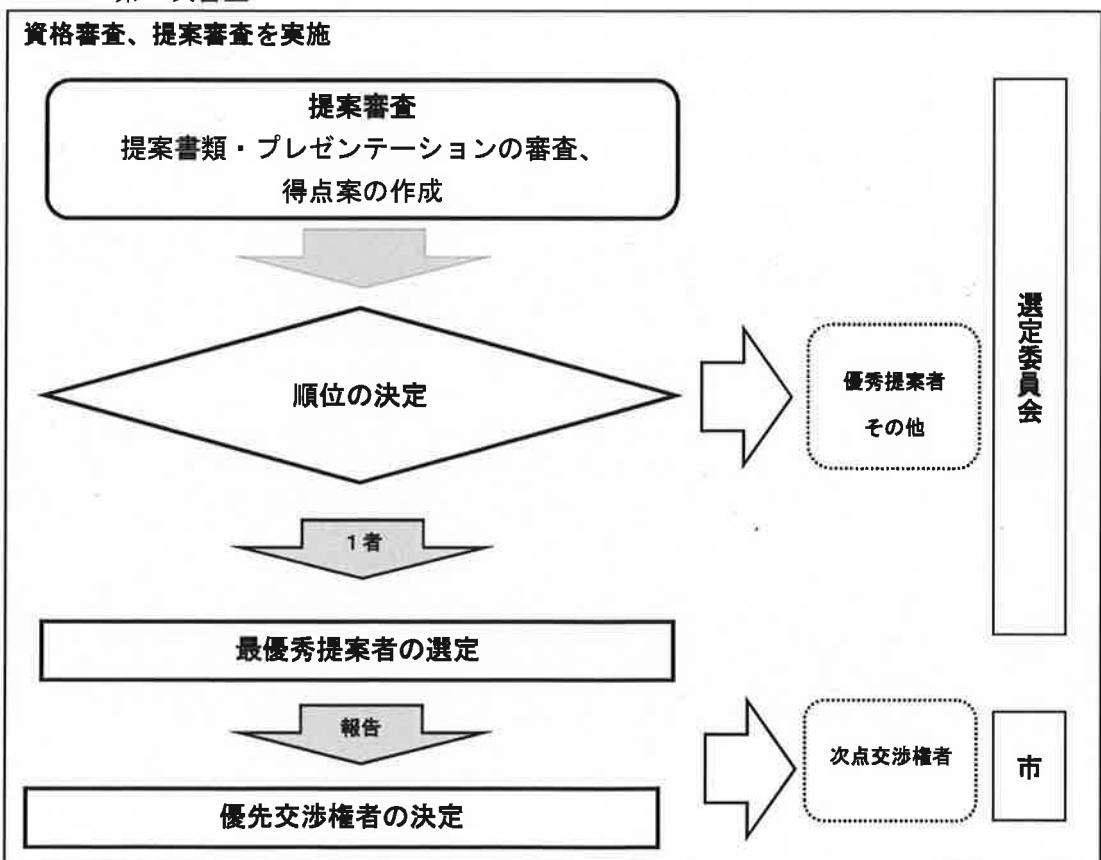
市は、選定委員会における最優秀提案者の選定のための審査結果を受けて、優先交渉権者及び次点交渉権者を決定する。

3. 審査の手順

3-1. 第一次審査



3-2. 第二次審査



4. 第一次審査

第一次審査では、参加資格審査を行う。

市は、応募者から提出される参加資格審査に関する提出書類を基に、募集要項に示す参加資格要件を充足しているかどうか審査を行う。これは、形式的な審査であることから、選定委員会の開催を経ることなく、事務局によって行う。

表1 資格審査における確認内容

確認事項	確認内容	提出書類
応募者を構成する法人の名称等	「募集要項9-2 (1) 応募者の構成」に定める法人に関する名称等	【様式4-1, 4-2】参加申込書 【様式5-1, 5-2】応募者の名称等 【様式6】委任状（単体企業による応募の場合は不要）
応募企業、コンソーシアム構成員の共通の参加資格	「募集要項9-3 応募者を構成する法人に求める資格」に定める各項目	
応募者に求められる実績要件	「募集要項9-4 応募者に求められる要件」に定める各項目	【様式7-1, 7-2】参加資格確認申請書 【様式8】実績を証する書類

※提出書類における様式については、様式集及び記載要領に示す。

5. 第二次審査

第二次審査では、第二次審査参加者の中から、最優秀提案者及び次点優秀提案者の選定を行う。第二次審査の手順及び方法は以下のとおりである。

5-1. 提案審査

市との競争的対話を経たうえで第二次審査参加者が提案する事業承継者としての具体的な目標及び計画並びに個別の施策が適切なものとなっているか、また、それらが実現可能性の高いものかどうかについて審査を行う。

選定委員会における審査では、提案書を審査するとともに、選定委員会に対するプレゼンテーション（質疑応答を含む。）による提案内容の確認を行うものとする。提案書は、金沢市ガス事業・発電事業譲渡に関する提案要領（以下「提案要領」という。）に示す様式に基づき作成する。

5-2. 最優秀提案者等の選定

選定委員会は、第二次審査参加者の得点及び順位を決定し、第一位の第二次審査参加者を最優秀提案者として選定する。また、第二位の第二次審査参加者を次点優秀提案者とする。

5-3. 優先交渉権者等の選定

市は、選定委員会から受けた最優秀提案者及び次点優秀提案者の報告をもとに、最優秀提案者を優先交渉権者として決定する。また、次点優秀提案者を次点交渉権者とする。

5-4. 提案審査における審査基準

(1) 評価における基本的な考え方

本事業譲渡の目的は、電力・ガス小売全面自由化を契機に進展している多様なサービスの提供を通して、市民サービスの向上を図るとともに、人口減少や地球温暖化対策の進展等に伴う事業環境の変化に対し柔軟かつ迅速に対応することにより、事業の持続性確保を図ることであり、本目的の達成が期待される提案となっているかという観点で、譲渡価格だけではなく、安定供給やサービス水準、地域経済の活性化等に関する提案を総合的に評価する。

(2) 提案項目

提案審査書類における提案項目、審査の視点、対応する様式及び配点は、別表1「提案項目と審査の視点及び配点」に記載のとおりである。各提案項目は、対応する様式によってのみ審査する。

(3) 得点の計算方法

提案項目の配点は、別表1「提案項目と審査の視点及び配点」に記載のとおりである。

提案内容の評価については、まず、選定委員会の各委員が別表1に掲げる提案項目に対応

する審査の視点を踏まえ、表2に基づき評価、採点を行う。次に、項目ごとに、各委員が採点した得点の平均点を算出し、当該項目の得点とする。この方法によって算出された各項目の得点を合計することにより総得点を算定する。

ただし、上記の方法により算定した総得点が同点となる応募者がいる場合、譲受希望価格以外の評価項目の合計点を参考得点として算定する。

なお、各項目の得点の算出は、小数点第3位以下は四捨五入し、小数点第2位までを求める。

表2 内容評価の採点基準

評価	評価内容	採点基準
A	提案内容が非常に優れており、その効果が大いに期待できる	配点×1.0
B	提案内容が優れており、その効果が期待できる	配点×0.8
C	提案内容がやや優れており、その効果が期待できる	配点×0.6
D	提案内容が募集要項に定める基本条件を満たしており、その効果がある程度期待できる	配点×0.4
E	提案内容が基本条件を満たしている程度	配点×0.2
F	提案内容が十分とは言いがたい	配点×0.0

別表1 提案項目と審査の視点及び配点（1,000点満点）

提案項目		審査の視点	対応様式	配点
1. 全体計画	経営理念、ビジョン、経営戦略	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業譲渡の目的、背景及び基本条件、要請事項が理解されているか。 ・事業譲渡の目的等を踏まえた的確かつ魅力のある経営理念、ビジョンとなっており、それを達成するための具体的な経営戦略（事業方針・コンセプト）となっているか。 	15-A1	150
	事業環境の変化に対する考え方*	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者の経営に多大な影響を与える可能性のあるリスクが認識されているか。 ・当該リスクを顕在化させないためのリスク対応策（保険の付保等を含む）について、具体的かつ合理的な提案がなされているか。 ・人口減少や地球温暖化対策の進展等に伴う事業環境の変化等のリスク顕在時の事業継続措置策が具体的かつ効果的な提案となっており、本事業の持続性を確保できる提案がなされているか。 	15-A2	
	組織体制・協力会社	<ul style="list-style-type: none"> ・指揮命令系統が明確化されており、事業の適切なマネジメント及び安定的かつ円滑な推進が期待できる具体的な体制が構築されているか。 ・本事業の実施に必要な能力が十分と見込まれる事業実績を有しているか。 ・当該実績を確実に本事業に活かすことができる体制となっているか。 	15-A3	
	人員構成・採用計画・人材育成*	<ul style="list-style-type: none"> ・事業統括責任者、必要とされる有資格者、技術者等の配置方針が妥当であり、その配置が、継続的かつ確実に見込める採用計画・人材育成計画となっているか。 	15-A4	
	業務引き継ぎに対する考え方*	<ul style="list-style-type: none"> ・事業開始時までの円滑な業務引き継ぎ方法が具体的に提案されているか。 	15-A5	
	市との基本的な連携方針	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業譲渡後の基本条件の履行の確認や本事業の実施にあたって必要となる市との連携に関する方針が具体的かつ実現性の高い提案となっているか。 	15-A6	
	地元関係事業者の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・技術力を有する地元の関係事業者に関し、具体的かつ効果的な活用、連携方法についての提案となっているか。 	15-A7	
	地域連携及びパートナーシップ	<ul style="list-style-type: none"> ・地域経済・社会の発展に資する配慮がなされているか。また、SDGs推進等に向けた「包括連携協定」の具体的な内容が記載されているか。 	15-A8	
2. 経営計画の評価	資金調達計画	<ul style="list-style-type: none"> ・具体性と実現性が確保された資金調達計画となっているか。 	15-B1	150
	利益計画書	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的かつ妥当な算定根拠に基づいた利益計画となっているか。 ・他の提案項目と整合するものとなっているか。 	15-B2	
	予定貸借対照表	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的かつ妥当な算定根拠に基づいた予定貸借対照表となっているか。 ・他の提案項目と整合するものとなっているか。 	15-B3	
	資金計画書	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的かつ妥当な算定根拠に基づいた資金計画（キャッシュ・フロー）となっているか。 ・他の提案項目と整合するものとなっているか。 	15-B4	
	設備投資計画	<ul style="list-style-type: none"> ・安全・安心な事業実施を確保し、関係法令を遵守する計画となっているか。 ・資金計画書と設備投資計画が整合するものとなっているか 	15-B5	
3. 保安体制・維持管理計画の評価	(1) ガス事業関係			200
	安定供給確保（原料調達）の基本的な考え方**	<ul style="list-style-type: none"> ・安定的な原料確保方策が具体的に提案されているか。 	15-C1	
	供給保安管理体制**	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的かつ実現可能な業務体制及び実施方法が具体的に提案されているか。 	15-C2	

		・安定的なガスの製造、供給に必要な能力が十分と見込まれる事業実績を有しているか。		
需要家保安管理体制**		・安心・安全なガス事業に資する業務体制、実施方法が提案されているか。 ・需要家保安を確実に実施できると見込まれる実績を有しているか。	15-C3	
緊急保安体制**		・緊急時における業務体制及び対応方策が具体的かつ妥当であるか。 ・緊急保安を確実に実施できると見込まれる実績を有しているか。	15-C4	
災害時の保安体制**		・災害時における業務体制及び対応方策が具体的かつ妥当であるか。 ・災害発生時における地方公共団体等の連携先及び連携方法の考え方方が具体的であるか。	15-C5	
経年管更新計画等**		・具体的で実効性のある更新計画となっているか。	15-C6	
工事実施体制**		・安定的な供給を阻害しない方策が具体的に提案されているか。 ・工事現場での安全確保について具体的な方策が提案されているか。	15-C7	
関係者との調整**		・上下水道事業等、市が継続する事業との調整・連携方法が具体的であるか。	15-C8	
(2) 発電事業関係				100
緊急保安体制***		・緊急時における業務体制及び対応方策が具体的かつ妥当であるか。 ・緊急保安を確実に実施できると見込まれる実績を有しているか。	15-C9	
災害時の保安体制***		・災害時における業務体制及び対応方策が具体的かつ妥当であるか。 ・災害発生時における地方公共団体等の連携先及び連携方法の考え方方が具体的であるか。	15-C10	
発電設備の更新計画等***		・具体的で実効性のある更新計画となっているか。	15-C11	
工事実施体制***		・安定的な供給を阻害しない方策が具体的に提案されているか。 ・工事現場での安全確保について具体的な方策が提案されているか。	15-C12	
関係者との調整***		・水系の水運用に対する理解が妥当であり、事業譲渡後に調整・連携すべき関係者を正しく理解し、当該関係者との調整・連携方法が具体的であるか。	15-C13	
4. 顧客サービスの評価	料金計画	・料金施策の考え方方が適切であるか。	15-D1	150
	営業計画	・民間ならではの創意工夫や独創性がみられ、具体的かつ効果的な提案となっているか。	15-D2	
	顧客向けサービスの充実	・民間ならではの創意工夫や独創性がみられ、具体的かつ効果的な提案となっているか。 ・料金メニュー以外の商品設計が具体的かつ効果的な提案となっているか。	15-D3	
	苦情対応	・苦情受付方法及び体制が具体的かつ妥当な提案となっているか。	15-D4	
5. 譲受希望価格		・譲渡対価の提案価格を以下の式に基づいて点数化 (配点) × (提案価格/最高提案価格)	13	250

※(*)を付した項目は、ガス事業、発電事業の両事業について、それぞれ独立した様式に記載した提案を求める項目

※(**)を付した項目は、ガス事業に関してのみ提案を求める項目

※(***)を付した項目は、発電事業に関してのみ提案を求める項目

金沢市ガス事業・発電事業譲渡に関する 提案要領

令和2年 10月

金沢市

目 次

1. 提案要領の構成及び留意点	3
1-1. 提案要領の構成と用語の定義	3
1-2. 提出書類の位置づけ	3
1-3. 記載内容	3
1-4. 書式等	3
1-5. 編集方法	4
1-6. 提出方法	4
2. 提出書類及び各様式の記載要領	4
2-1. 募集要項等に関する質問における提出書類	4
2-2. 守秘義務対象資料の開示に関する提出書類	4
2-3. 第一次審査書類の受付時における提出書類	5
2-4. 参加辞退等に関する提出書類	6
2-5. 第二次審査受付時における提出書類	6

1. 提案要領の構成及び留意点

1-1. 提案要領の構成と用語の定義

金沢市ガス事業・発電事業譲渡に関する提案要領（以下「本提案要領」という。）は、応募者が提出する書類等について定めるものであり、提出書類等の具体的な様式及び記載事項は、様式集及び記載要領に定める。また、本提案要領は、「金沢市ガス事業・発電事業譲渡に関する募集要項」（以下「募集要項」という）と一体のものであり、提案要領において使用している用語の定義は、募集要項に定めるところによる。

1-2. 提出書類の位置づけ

提出書類については、募集要項及び選定基準等を熟読し審査及び契約上の位置付けをよく理解した上で作成すること。

1-3. 記載内容

- (1) 各様式の作成においては、平易な文章で具体的かつ明確に記述すること。
- (2) 各様式間においては、記載内容の整合性を図ること。
- (3) 造語、略語は、様式ごとに初出の箇所に定義を記述すること。
- (4) 他の様式や補足資料に関連する事項が記述されているなど、参照が必要な場合には、該当するページを記述すること。
- (5) 第二次審査書類のうち、提案審査書類（様式15-A1～15-E）では、応募者等及びその他の者の企業名及び企業を類推できる記載（ロゴマークの使用等を含む。）は行わないこと。（記載例：代表企業、構成員A、B、… 協力会社A、B、…）その上で、提案審査書類提出時は、提案審査書類に記載の企業が特定できるよう、提案審査書類における企業名対応表（様式16）を付すこと。
- (6) 各提案項目においては、その実施を保証するか否かにつき明確な表現をもって統一した記載を必ず行うこと（例えば、文脈上別異に解すべき場合を除き、「実施する」「行う」等の表現については実施を保証する表現と判断し、「目指す」「検討する」等の表現については実施を保証する表現とは判断しない）。また、一定の条件を満たす場合にのみ実施することを予定するものである場合は、その旨を明記すること。

1-4. 書式等

- (1) 各提出書類に用いる言語は日本語、通貨は円、単位はSI単位とすること。
- (2) 使用する用紙は、表紙を含め、各規定様式を使用し、特に指定のある場合を除き、A4判縦長印刷とすること。
- (3) 頁数に制限がある場合は、それを遵守すること。
- (4) 各提出書類は、カラー又はモノクロのどちらでも可とする。
- (5) 図表等を除き、各提出書類で使用する文字の大きさは、MS明朝体10.5ポイントで統一すること。
- (6) 会社概要及び実績を証する書類については、パンフレット等の使用を認める。

1-5. 編集方法

書類の順序は、様式通番のとおりとし、様式が複数ページにわたるときは、右肩にページ番号を付すこと。

各様式は、以下のように取りまとめ、提出すること。

(1) 第一次審査書類の受付時における提出書類

参加表明書	様式4~6
参加資格審査書類	様式7~8

(2) 第二次審査書類の受付時における提出書類

第二次審査書類 I	様式12~14
第二次審査書類 II	様式15-A1~15-E
第二次審査書類III	様式16

1-6. 提出方法

- (1) 第一次審査書類の受付時及び第二次審査書類の受付時における各提出書類は、各様式に定める< >内の指定部数提出すること。
- (2) 各様式は、Microsoft Word又はMicrosoft Excelを使用して作成すること。
- (3) 第一次審査書類の受付時及び第二次審査書類の受付時における各提出書類は、各情報が保存されているCD-R又はDVD-R等の電子媒体を1部提出すること。

2. 提出書類及び各様式の記載要領

2-1. 募集要項等に関する質問における提出書類

募集要項等に関する質問書 (様式1) < 1部>
募集要項等に関する質問を提出する企業は、募集要項8-2に従い、質問書を提出すること。

2-2. 守秘義務対象資料の開示に関する提出書類

- (1) ID申請書 (様式2-1) < 1部>
募集要項8-3に定めるバーチャルデータルーム（以下「VDR」という。）へのアクセス権の付与を希望する企業は、ID申請書を提出すること。
- (2) 守秘義務誓約書 (様式2-2) < 1部>
様式に記載の誓約事項を確認し、記名捺印の上、提出すること。
- (3) 第二次被開示者の名称等 (様式3) < 1部>
第一次審査を通過した応募企業又は代表企業は、守秘義務の遵守に関する誓約書に従い、第二次被開示者に対して開示資料の全部又は一部を開示するときは、様式に記名捺印の上、提出すること。

2-3. 第一次審査書類の受付時における提出書類

(1) 参加表明書

① 参加申込書 <1部>

(ア) 参加申込書（応募企業用） (様式4-1)

(イ) 参加申込書（コンソーシアム用） (様式4-2)

いずれかの様式に代表者が記名捺印の上、印鑑証明書を添付して提出すること。

② 応募者等の名称等 <1部>

(ア) 応募者等の名称等（応募企業用） (様式5-1)

(イ) 応募者等の名称等（コンソーシアム用） (様式5-2)

募集要項等に基づき、応募者等の名称等を記載すること。

③ 添付書類 <1部>

応募者（応募企業又は代表企業、コンソーシアム構成員、特定協力会社）について、以下の(ア)～(キ)の書類を添付すること。また、協力会社については、「(ア)会社概要」を添付すること。

(ア) 会社概要（パンフレット等の使用も可）

※原則としてA4サイズのものとするが、これと異なる既存の書類があるときは、その提出を認める。

(イ) 登記簿謄本（直近3か月以内の現在事項全部証明書）

(ウ) 有価証券報告書（直近2期分）

(エ) (ウ)がない場合における直近2期分の事業報告及び計算書類（単体及び連結）

※海外の企業については、これらを代替するものを認めるが、翻訳文を添付すること。

(オ) 法人税納税証明書（直近1か年分）

(カ) 法人住民税納税証明書（直近2か年分）

(キ) 消費税及び地方消費税納税証明書（直近1か年分）

④ 委任状 (様式6) <1部>

応募者がコンソーシアムである場合には、代表企業以外の構成員及び特定協力会社ごとに、様式に記名捺印の上、印鑑証明書を添付し、提出すること。

(2) 参加資格審査書類

① 参加資格要件確認申請書（応募企業及び代表企業用） (様式7-1) <1部>

様式に記名捺印の上、提出すること。

② 参加資格要件確認申請書（代表企業以外の構成員用） (様式7-2) <1部>

応募者がコンソーシアムである場合には、代表企業以外の構成員及び特定協力会社について、様式に記名捺印の上、提出すること。

③ 実績を証する書類 (様式8) <1部>

募集要項9-4に掲げられた事項に係る実績を記載の上、当該実績を確認するための資料を添付して提出すること。

A3サイズの資料を添付する場合には横長片面印刷とし、A4サイズ縦長に折り込みの上、提出すること。

2-4. 参加辞退等に関する提出書類

- (1) 辞退届 (様式9) < 1部>
第一次審査通過後、第二次審査への参加を辞退する場合、様式に記名捺印の上、提出すること。
- (2) 参加資格喪失等通知書 (様式10) < 1部>
応募者が参加資格要件を満たさなくなった場合、応募者を構成する法人を支配している者が変更された場合、又は、新たに第三者に支配された場合に、当該事由の判明後速やかに通知すること。
- (3) 応募者等変更届 (様式11) < 1部>
コンソーシアムを構成する企業の変更は認められないが、市がやむを得ないと判断した場合は、代表企業を除く応募者等を構成する法人の変更又は追加について認めることがある。その際は、様式11を提出すること。
なお、様式11以外に市が追加で資料等の提出を求める場合がある。

2-5. 第二次審査受付時における提出書類

- (1) 第二次審査書類提出書 (様式12) < 1部>
様式に記載の誓約事項を確認し、記名捺印の上、印鑑証明書（直近3か月以内に発行されたもの）を添付し、提出すること。
- (2) 譲受希望価格提案書 (様式13) < 1部>
譲受希望価格についての提案額を記載し、代表者が記名捺印の上、提出すること。
- (3) 基本条件に関する確認書 (様式14) < 1部>
様式に記載の誓約事項を確認し、代表者が記名捺印の上、提出すること。
- (4) 提案審査書類 (様式15-A1～15-E) < 20部>
提案を求める具体的な項目、頁数制限等については、表1に記載のとおりとする。作成にあたっては、選定基準を踏まえ、具体性をもった記載により提案すること。
- (5) 提案審査書類における企業名対応表 (様式16) < 1部>
上記(4)の提案審査書類中に記載されている企業が特定できるように企業名を記載し、提出すること。

表1 第二次審査における提案審査書類様式

様式名称	様式番号	頁数制限	配点
【A1】 経営理念、ビジョン、経営戦略	15-A1	2	150
【A2】 事業環境の変化に対する考え方	15-A2	3	
【A3】 組織体制・協力会社	15-A3	2	
【A4】 人員構成・採用計画・人材育成	15-A4	3	
【A5】 業務引き継ぎに対する考え方	15-A5	3	
【A6】 市との基本的な連携方針	15-A6	2	
【A7】 地元関係事業者の活用	15-A7	2	
【A8】 地域連携及びパートナーシップ	15-A8	2	
【B1】 資金調達計画	15-B1	2	150
【B2】 利益計画書	15-B2	8 (A3) ※算定根拠は含まない	
【B3】 予定貸借対照表	15-B3	1 (A3) ※算定根拠は含まない	
【B4】 資金計画書	15-B4	4 (A3) ※算定根拠は含まない	
【B5】 設備投資計画	15-B5	4 (A3) ※算定根拠は含まない	
【C1】(ガス事業関係) 安定供給確保(原料調達)の基本的な考え方	15-C1	1	200
【C2】(ガス事業関係) 供給保安管理体制	15-C2	2	
【C3】(ガス事業関係) 需要家保安管理体制	15-C3	2	
【C4】(ガス事業関係) 緊急保安体制	15-C4	2	
【C5】(ガス事業関係) 災害時の保安体制	15-C5	2	
【C6】(ガス事業関係) 経年管更新計画等	15-C6	1	
【C7】(ガス事業関係) 工事実施体制	15-C7	1	
【C8】(ガス事業関係) 関係者との協議	15-C8	1	
【C9】(発電事業関係) 緊急保安体制	15-C9	1	100
【C10】(発電事業関係) 災害時の保安体制	15-C10	1	

様式名称	様式番号	頁数制限	配点
【C11】(発電事業関係) 発電設備の更新計画等	15-C11	1	
【C12】(発電事業関係) 工事実施体制	15-C12	1	
【C13】(発電事業関係) 関係者との調整	15-C13	2	
【D1】 料金計画	15-D1	2	150
【D2】 営業計画	15-D2	2	
【D3】 顧客向けサービスの充実	15-D3	2	
【D4】 苦情対応	15-D4	2	
【E】 提案審査書類の要約	15-E	4	—
【F】 譲受希望価格	13	1	250
合計		65	1,000

金沢市ガス事業・発電事業譲渡基本協定書（案）¹

金沢市（以下「甲」という。）、[代表企業名]（以下「代表企業」という。）【及び〔構成員名〕（以下「構成員」という。）、並びに〔特定協力会社名〕（以下「特定協力会社」といい、代表企業及び構成員と合わせて「乙」という。）】²は、金沢市ガス事業・発電事業（以下「本事業」という。）の譲渡に係る公募（以下「本公募」という。）に基づく本事業の事業譲渡（以下「本事業譲渡」という。）に関し、以下のとおり基本協定（以下「本基本協定」という。）を締結する。

[注：構成員又は特定協力会社が複数存する場合は、それに応じた修正を行うこととする。]

¹ 市は、本基本協定書（案）に定める内容について、公募手続において実施する競争的対話等を通じて本事業に関して合意した事項に基づき、追加又は変更することがあります。

² 構成員、特定協力会社は、優先交渉権者にこれらの法人が含まれる場合のみ規定。

(目的)

第1条 本基本協定は、①本事業譲渡に関して乙が優先交渉権者であることを確認し、②本事業を承継して運営する会社（以下「事業譲受会社」という。）の設立手続を定めるとともに、③本事業譲渡の円滑な実施について必要な諸手続を定めるものである。

(趣旨)

第2条 甲及び乙は、乙が本事業譲渡に関して優先交渉権者として決定されたことを確認し、本基本協定に定める条件に従って、本事業譲渡について甲と交渉する優先権を有することを確認する。

2 本募集要項等（本基本協定第3条第1項において定義される。）に定める優先交渉権者たる資格の喪失事由が発生した場合は、乙は直ちにその旨を甲に通知するものとする。かかる場合、本基本協定は当該資格喪失事由発生日をもって当然に効力を失う。

(趣旨の尊重)

第3条 乙は、甲の令和2年10月2日付「金沢市ガス事業・発電事業譲渡に関する募集要項」にて定義される募集要項等並びに質問回答及び募集要項等に関連又は付随するものとして公表された一切の資料（以下「本募集要項等」という。）において定める全ての条件（以下「市提示条件」という。）を遵守のうえ、本事業譲渡にかかる提案（以下「本提案」という。）を行ったことをここに確認する。

2 乙は、金沢市ガス事業・発電事業譲渡先選定委員会（以下「選定委員会」という。）が本提案についてなした指摘の趣旨を踏まえて本事業譲渡を実施し、事業譲受会社をして本事業を運営せしめるものとする。

3 乙は、本事業が公益性を有することに鑑み、本事業譲渡後も本事業の運営にあたってはその趣旨を十分に尊重するものとし、また、事業譲受会社をしてその趣旨を十分に尊重せしめるものとする。

4 乙は、本事業譲渡の円滑な実行を実現するために、自己の責任と費用において、本事業譲渡に必要な準備行為を行うものとする。

(事業譲受会社の設立)

第4条 代表企業及び構成員は、本基本協定の締結の日から概ね1ヶ月以内に、本基本協定に定める条件に従って、事業譲受会社として会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含む。）に基づき株式会社を設立するものとする。

2 代表企業は、事業譲受会社の設立にあたり事業譲受会社の最多数の議決権付株式を引き受けるものとする。

3 事業譲受会社の設立時の定款に、【会社法第326条第2項に基づき取締役会、監査役会及び会計監査人を置く規定、会社法第2条第11号の2に定める監査等委員会を置く規定、又は、会社法第2条第12号に定める指名委員会等を置く規定のいずれかの規定】³を定めるものとする。

4 事業譲受会社の本店所在地は金沢市内とする。

5 本条に基づき事業譲受会社が設立されたときは、乙は、速やかに、事業譲受会社をして、甲に対し、事業譲受会社の原始定款の写し（事業譲受会社の代表取締役の原本証明を付すものとする。）及び履歴事項全部証明書を各1通ずつ提出せしめるものとする。

(株式保有義務等)

第5条 代表企業及び構成員は、本事業譲渡を実行する日までに、別紙1「代表企業及び構成員

³ 優先交渉権者の提案に基づき記載する。

の事業譲受会社への出資一覧」に代表企業及び構成員の出資額として記載されている金額の出資を完了するものとする。

- 2 代表企業及び構成員は、事業譲受会社の設立後、本協定期間（本基本協定第9条において定義される。）中、事業譲受会社の議決権を保有するものとし、また、代表企業は、事業譲受会社の株主の中で最多の議決権を保有するものとする。
- 3 代表企業及び構成員は、本協定期間中、甲の事前の書面による承諾なしに、事業譲受会社の各保有株式を売却し、担保を設定し又はその他の一切の処分を行ってはならないものとする。
- 4 特定協力会社は、本提案に係る事業を事業譲受会社が遂行する際に、自らが有する事業実績が、当該事業に活用されることを確保するため、【事業譲受会社との業務委託契約の締結等により、】⁴本提案の遂行に参加するものとする。

（誠実交渉義務）

第6条 甲及び乙は、令和3年●月●日までに甲及び事業譲受会社の間で事業譲渡仮契約を締結できるよう、それぞれ最大限の努力をするものとする。

- 2 乙は、甲から要求があった場合には、本提案の詳細を明瞭化するために必要又は相当であるとして甲が合理的に要求する資料その他一切の情報を速やかに甲に対し提供するものとする。乙より提供された情報に市提示条件に合致しない内容が含まれていると甲が判断したときは、乙は、自己の責任及び費用において、当該情報が市提示条件に合致するように訂正を行うものとする。

（提案事業計画の修正）

第7条 乙は、事業譲渡仮契約の締結日までに、本提案に含まれる提案事業計画について、自己の責任及び費用において、選定委員会における事実確認を踏まえた修正を行い、甲の確認を受けるものとする。乙による修正が十分でないと甲が判断したときは、乙は、甲の指示に基づき提案事業計画を再修正して甲の確認を受けるものとする。

（資金調達協力義務）

第8条 代表企業及び構成員は、本基本協定第4条及び第5条の規定に基づき自ら事業譲受会社への出資をそれぞれするほか、必要がある場合には、本提案の趣旨に従って、事業譲受会社への出資を募り、また、事業譲受会社による借入れその他の方法による資金調達を実現させるために最善の努力を尽くすものとする。

（協定期間）

第9条 本基本協定の協定期間（以下「本協定期間」という。）は、その締結日から事業譲渡契約の効力発生日（本事業譲渡に関する議案について金沢市議会の議決が得られた日を意味する。）までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、本基本協定第12条、第13条及び第17条は、本協定期間後も有効に存続し、本基本協定第5条第4項の規定は、本協定期間後〔5～10〕年間は有効に存続するものとする。

（事業譲渡契約の不成立）

第10条 本基本協定の別段の定めにかかわらず、令和3年●月●日までに事業譲渡仮契約を締結することができなかった場合、乙は、同日の経過をもって、本事業譲渡にかかる優先交渉権者たる資格を失うものとする。

- 2 事業譲渡仮契約が締結できなかったこと又は事業譲渡仮契約の効力が発生しなかったことが

⁴ 優先交渉権者の提案に基づき記載する。

優先交渉権者の責めに帰することができない事由に基づく場合、本事業譲渡の準備に関して各当事者がそれぞれ支出した費用は当該当事者がそれぞれ負担するものとする。

3 本条第1項に規定する場合、いずれの当事者も速やかに相手方当事者から受領した一切の資料を返還するものとする。

(解約申入れ)

第11条 甲は、本協定期間の満了前であっても、令和3年●月●日までに事業譲渡仮契約を締結することが著しく困難であると判断したときは、乙に対して、その判断理由とともに本基本協定の解約を申し入れができる。本基本協定は当該申入れをもって効力を失い、乙は優先交渉権者たる資格を失うものとする。

(損害賠償)

第12条 甲及び乙は、相手方当事者が本基本協定に定めるその義務を履行しないことにより損害を被ったときは、当該相手方当事者に対して損害賠償請求をすることができる。

(秘密保持義務)

第13条 甲及び乙は、本基本協定に関する事項又は本基本協定に基づき相手方当事者から得られた一切の秘密情報につき、相手方当事者の書面による同意を得ずして、第三者（本事業譲渡に関して各当事者が起用したアドバイザー、弁護士及び公認会計士を除く。）に対して開示しないものとする。但し、①公的機関から正当な権限に基づく要求があり、かつ、要求された範囲内で開示する場合、②乙が本事業譲渡に関する資金調達に必要な場合、③その他法令により開示が要求される場合、のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

2 甲及び乙は、本基本協定に基づき相手方当事者から得られた情報を、本基本協定に定められた目的以外の目的に使用しないものとする。

(権利義務の譲渡)

第14条 乙は、甲の事前の書面による承諾なくして、本基本協定上のいかなる権利又は義務も、第三者に対して譲渡し、担保設定し、また、その他の処分を行わないものとする。

(本基本協定の変更)

第15条 本基本協定は、当事者全員の書面による合意をもってのみ変更することができる。

(誠実協議)

第16条 本基本協定に定めのない事項、又は疑義が生じた事項については、甲及び乙が誠実に協議のうえこれを解決するよう努力するものとする。

(準拠法・裁判管轄)

第17条 本基本協定は、日本国の法令に準拠し、それらに従って解釈されるものとする。

2 本基本協定に関連して生じた一切の紛争については、金沢地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上を証するため、本基本協定書〔 〕通を作成し、甲及び乙が記名捺印のうえ、各自1通ずつ保有するものとする。

令和3年 月 日

甲

【住 所】
金沢市長 【氏 名】

乙

代表企業
【住 所】
【会社名】
代表取締役社長 【氏 名】

構成員
【住 所】
【会社名】
代表取締役社長 【氏 名】

構成員
【住 所】
【会社名】
代表取締役社長 【氏 名】

構成員
【住 所】
【会社名】
代表取締役社長 【氏 名】

特定協力会社
【住 所】
【会社名】
代表取締役社長 【氏 名】

別紙1 代表企業及び構成員の事業譲受会社への出資一覧⁵

⁵ 本提案における資金調達計画の記載内容に基づき記載する

金沢市ガス事業・発電事業譲渡仮契約書（案）*

金沢市（以下「甲」という。）と◆◆◆（以下「乙」という。）は、甲と△△△との間で締結した令和3年●月●日付基本協定書に基づき、甲のガス事業及び発電事業（以下「譲渡対象事業」という。）を乙へ譲渡すること（以下「本事業譲渡」という。）について、以下のとおり合意に達したので、ここに金沢市ガス事業・発電事業譲渡仮契約書（以下「本事業譲渡仮契約書」という。）を締結する。

*市は、本事業譲渡仮契約書（案）に定める内容について、公募手続において実施する競争的対話等を通じて本事業に関して合意した事項に基づき、追加又は変更することがあります

第1章 事業譲渡

(事業譲渡日)

第1条 甲は、本事業譲渡を実施する日（以下「譲渡日」という。）である令和4年4月1日午前0時をもって、本事業譲渡を行い、乙はこれを譲り受ける。

(譲渡対象資産等)

第2条 本事業譲渡において譲渡対象となる財産等（以下「譲渡対象資産等」という。）は現金・預金を除いた譲渡日前日に甲が所有する別紙1に記載した事業用資産とする。

2 乙は、譲渡日までに、譲渡対象資産等に関する必要な調査を行うことができることとし甲はこれに協力するものとする。

3 甲は、譲渡対象資産等に関して、一切の契約不適合責任は負わないものとする。

(譲渡価格及び支払方法)

第3条 譲渡対象資産等のうち、流動資産を除く譲渡価格は、金●●円に土地以外の譲渡価格にかかる消費税及び地方消費税相当額を加えた額とする。なお、内訳は、別紙2のとおりとする。

2 譲渡対象資産等のうち、流動資産の譲渡価格は、譲渡日の前日時点の価格に消費税及び地方消費税相当額を加えた額とし、当該流動資産の評価方法については、別途定めるものとする。

3 乙は、第10条に定める前提条件が充足されていることを条件に、甲の指定する方法により、甲の指定する日付までに第1項及び第2項に定める譲渡価格の全額を支払うものとする。

4 前項に基づく譲渡価格の支払に要する費用については乙の負担とする。

(費用等の帰属)

第4条 甲及び乙は、本事業譲渡に関わる費用等に関し、以下のとおり負担するものとする。

(1) 本事業譲渡に係る引渡し（本事業譲渡に伴い必要となる対抗要件具備に必要な行為を含む。）に伴う費用は、乙の負担とする。

(2) 本事業譲渡に伴い行われる登記に係る不動産登録免許税等の税金は、乙の負担とする。

(3) 本事業譲渡仮契約書に必要な印紙は、乙の負担とする。

(4) 本条第1号から第3号に規定のほか、本事業譲渡に係る費用等が発生する場合は、甲及び乙が別途協議の上決定するものとする。

2 本事業譲渡仮契約書で別途定める場合を除き、譲渡対象事業に関する収入は、譲渡日前日までに発生したものは甲に帰属し、譲渡日以降に発生したものは乙に帰属する。甲及び乙は、当該収入の具体的な精算方法について、別途協議の上定める。

3 前項にかかわらず、甲は、譲渡日において、甲と甲のガス事業におけるガス使用者（以下「ガス使用者」という。）との間のガス供給にかかる契約（以下「ガス供給契約」とい

う。)に基づき生じたガス利用料金に係る債権(譲渡日前日までに発生済みかつ未弁済のものに限る。)を、乙に譲渡する。

(譲渡対象資産等の引渡し)

第5条 甲は、乙に対し、譲渡日に、第10条に定める前提条件が充足されていることを条件に、譲渡対象資産等を引渡すものとする。

(債務の引継)

第6条 乙は、本事業譲渡仮契約書で別途定める場合を除き、本事業譲渡において、甲の債務については、一切引き継がないものとする。

(契約の承継)

第7条 甲は、乙に対し、譲渡日現在の譲渡対象事業に関連する契約のうち、別紙3に記載の契約(以下「本件承継契約」という。)について、次項に基づく相手方当事者の承諾が取得されていることを条件に、譲渡日をもって、本件承継契約並びに甲の本件承継契約上の地位及び本件承継契約に基づく権利義務(但し、第4条第3項に定める場合を除き、譲渡日までに発生済みの債権債務を除く。)を承継させ、乙はこれらを承継するものとする。

2 前項に伴い、甲は、譲渡日までに、前項に定める本件承継契約の承継について、本件承継契約の相手方当事者からの承諾を取得するように最善の努力をするものとする。

3 甲及び乙は、譲渡日現在の譲渡対象事業に関連する契約のうち、本件承継契約以外の契約について承継するか否か及び承継する場合の承継方法等について、甲と協議し、譲渡日の6ヶ月前を目途にその方針を決定するものとする。

4 甲と譲渡対象事業に従事する職員との間の労働関係は、乙に承継されない。

(許認可等の完了)

第8条 甲及び乙は、本契約締結日以降に譲渡対象事業の継続・遂行に必要なガス事業法、電気事業法、河川法及びその他法令に基づく許認可等を取得、譲渡又は承継するのに必要な関係官庁との事前協議、条件整備、届出、承認の取得その他一切の行為を譲渡日までに完了するものとし、甲及び乙は、相手方の行為に対して必要な協力をを行うものとする。

(譲渡対象資産等の管理等)

第9条 甲が、国より中小水力発電開発費補助金(以下「補助金」という。)を受け取得し、乙に譲渡する財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、中小水力発電開発費補助金交付規則(昭和55年12月15日通商産業省告示第586号)、中小水力発電開発費補助金交付規程(平成11年6月17日新エネルギー・産業技術総合開発機構平成11年度規定第13号)及び低公害自動車普及基盤整備事業費補助金(クリーンエネルギー自動車普及事業)交付規程(メタノール自動車車両導入事業に係るものを除く。)(平成10年6月19日付け平成10年度規程第12号)の補助金交付に基づき、譲渡後も乙が適正に財産の管理を行うものとする。

2 補助金を受け取得した財産の処分の詳細については、別途、甲と乙で協議するものと

する。

(前提条件)

第 10 条 本事業譲渡の実行は、以下の各号に記載の全ての事項を前提条件とする。

- (1) 本事業譲渡仮契約書に従い、甲及び乙が譲渡日以前に履行すべき義務に重大な義務違反がないこと。
- (2) 譲渡対象事業を遂行するに際して必要な許認可の取得及び届出等が完了していること。
- (3) 本事業譲渡仮契約書において企図されている取引を禁止、制約、又は遅滞させ得る行政その他の規制機関による手続き、訴訟又は調査が一切開始されておらず、かつ、かかる効力を有する行政その他の規制機関の法令が一切制定されていないこと。
- (4) 甲は、補助金を受け取得した財産の処分について、譲渡日までに、国等の承認を得ていること。
- (5) 金沢市ガス事業・発電事業譲渡に関する募集要項において示された参加資格の全部又は一部を、乙が喪失していないこと。

(甲の譲渡日前の誓約事項)

第 11 条 甲は、本契約締結日から譲渡日までの間、以下の各事項を行うことを誓約する。

- (1) 本事業譲渡が譲渡日において円滑に実施され、乙が譲渡日から譲渡対象事業を円滑に運営することができるよう、乙の要請に応じて、適用法令の許容する範囲内で必要な情報を乙に提供し、また、譲渡対象事業に関する施設及び設備への乙のアクセスを合理的な範囲で認め、その他合理的な範囲でその準備作業に協力すること。
- (2) 甲は、賃借権、地上権及び地役権その他の利用権限の未設定地（以下まとめて「権利未設定地」という。）に関し、譲渡日までの間、賃借権、地上権、地役権その他の利用権限（以下まとめて「利用権限等」という。）の設定及び当該利用権限等の乙への承継同意の取得に努めるとともに、譲渡対象資産等に担保権等第三者が甲の所有権を制限する権利を有する場合は、その消滅に努めるものとする。
- (3) 甲は、各未登記土地について表示に関する登記及び所有権保存登記を行うこと。
- (4) 一般ガス導管事業についてのガス事業法第 42 条第 1 項に基づく経済産業大臣に対する事業譲渡譲受認可申請、ガス小売事業についてのガス事業法第 8 条第 2 項に基づく経済産業大臣に対する届出及び発電事業者としての電気事業法第 27 条の 29 及び第 2 条の 7 第 2 項に基づく経済産業大臣に対する届出にあたり、乙に対して必要な協力をすること。
- (5) 譲渡対象資産等に含まれる河川法第 23 条に基づく河川管理者の許可に基づく権利の甲から乙に対する譲渡について、河川法第 34 条第 1 項の規定に基づく河川管理者の承認の取得のために必要な協力をすること。
- (6) 本件承継契約を除く、本事業譲渡により乙に対して承継される各契約に関し、当

該各契約の相手方当事者から、本事業譲渡により当該各契約が乙に承継されることについて、譲渡日までに同意書を取得するよう努めること。

- (7) 本件承継契約に関し、第7条第2項の規定に従うこと。
- (8) 甲とガス使用者との間のガス供給契約について、乙が当該契約を承継することにつき、必要な手続の履践に努めること。

2 甲は、乙の事前の書面による承諾がない限り、以下の行為を行わないものとする。

- (1) 甲の過去の業務と整合し、業務上必要とされる場合及び本事業譲渡に係る公募において甲が開示した各種計画において予定された場合以外に、契約を締結、修正、終了又は更新すること。
- (2) 甲の過去の業務と整合し、業務上必要とされる場合以外に、本事業譲渡の対象として予定されている資産を第三者に譲渡し、移転し、又は担保を設定しその他の処分を行うこと。

3 甲は、譲渡対象事業の営業状態又は財務状態に重大な不利益を及ぼす事象が発生した場合は、速やかに乙に対し当該事実を通知するものとする。

(甲の譲渡日以降の誓約事項)

第12条 甲は、譲渡日以降、以下の各事項を行うことを誓約する。

- (1) 第5条第1項に基づく譲渡対象資産等の引渡しについての対抗要件の具備に関して乙に協力すること。

(乙の譲渡日前の誓約事項)

第13条 乙は、本契約締結日から譲渡日までの間、以下の各事項を行うことを誓約する。

- (1) 本事業譲渡が譲渡日において円滑に実施され、譲渡日から譲渡対象事業を円滑に運営するために必要な一切の準備作業を行うこと。
- (2) 一般ガス導管事業についてのガス事業法第42条第1項に基づく経済産業大臣に対する事業譲渡認可申請、ガス小売事業についてのガス事業法第8条第2項に基づく経済産業大臣に対する届出及び発電事業者としての電気事業法第27条の29及び第2条の7第2項に基づく経済産業大臣に対する届出を行うこと。
- (3) 譲渡対象資産等に含まれる河川法第23条に基づく河川管理者の許可に基づく権利の甲から乙に対する譲渡について、河川法第34条第1項の規定に基づく河川管理者の承認の取得のために必要な手続を行うこと。
- (4) 前二号に定めるもののほか、譲渡日以降譲渡対象事業を円滑に運営できるようガス事業法及び電気事業法その他の法令に基づき必要となる一切の申請及び届出等を行うこと。
- (5) 甲とガス使用者との間のガス供給契約について、乙が当該契約を承継することにつき、必要な手続の履践に努めること。
- (6) 譲渡対象事業の譲渡先の選定手続において甲が提示した一切の書類（金沢市ガス事業・発電事業譲渡先選定委員会の審査結果、金沢市ガス事業・発電事業譲渡に関する

る募集要項、金沢市ガス事業・発電事業譲渡に関する提案要領及びこれらに関する質問への回答を含む。)に記載された条件、乙が譲渡対象事業の譲渡先の選定手続において甲に提出した事業提案書(以下「本提案」という。)、甲からの質問に対する回答(書面によるか口頭によるかを問わない。)及び乙が本契約の締結までに提出した一切の書類の内容(譲渡日の前日までの期間に関するものに限る。)を遵守すること。

(乙の譲渡日以降の誓約事項)

第14条 乙は、譲渡日以降以下の各事項を行うことを誓約する。

- (1) ガス料金は、原料費調整制度による価格変動や乙の責めに帰することができない事由による場合を除き、少なくとも譲渡日以後5年間、譲渡日前日の料金水準を上回らないようにすること。
- (2) 電力の地産地消プラン(電力小売等の手法は問わない)を導入すること。
- (3) ガス事業及び電力事業の一体的な経営を通じて、新たなサービスを提供するとともに、その他地方公営企業ではできなかった多様なサービスを提供すること。
- (4) 事業継続計画(BCP計画)を立案し、ホームページ等で市民に公開すること。
- (5) 災害時・緊急時においては、市の上下水道事業等との連携を図ること
- (6) SDGs推進等に向けた「包括連携協定」を甲と締結すること。
- (7) お客様の利便性及び地域経済の発展という面から、金沢市認定ガス工事が引き続き事業を行えるよう、ガス工事人として認定すること。
- (8) 技術力を有する金沢市内の事業者との連携を引き続き図ること。
- (9) 事業活動を通じて、地域雇用の促進・地域産業の活性化に努めること。
- (10) 第7条第2項に基づく承継の同意が取得できない本件承継契約について、乙は、当該本件承継契約に基づく義務を甲に代わって履行すること。

(関係書類等の引渡し)

第15条 甲は、乙に対し、譲渡日の前日において甲が所有し、甲が管理する譲渡対象事業の用に供している一切の帳簿・図面・電子データ等(以下「関係書類等」という。)を引渡し、乙は、関係書類等を受領後、甲に対し、受領書を交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、関係書類等中に乙に承継しないことが適當と認めるものがある場合は、当該関係書類等を乙に承継しないものとする。

3 本条第1項の規定にかかわらず、乙は、関係書類等中に乙が承継することが適當でないと認めるものがある場合は、その承継について甲と協議することができる。

4 甲は、前項の協議の結果、乙が当該関係書類等を承継することが適當ではないと認められる場合は、当該関係書類等を乙に承継しないものとする。

5 関係書類等に含まれる個人に関する情報について、甲及び乙は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例(平成3年3月26日条例第2号)その他の関係法令の規定に基づいて管理する。

6 甲は、事業譲渡後に関係書類等を参照又は利用する必要がある場合は、予め乙の承諾

を得て参考又は利用できるものとする。なお、乙は合理的な理由なくして承諾を留保してはならないものとする。

(善管注意義務)

第 16 条 本契約締結後、譲渡日までの間、甲は、譲渡対象事業について善良なる管理者における注意義務をもってその業務を行い、かつ、譲渡対象資産等を通常の稼働状態において維持する。

(危険負担)

第 17 条 本契約締結後、譲渡日までの間に、譲渡対象資産等が甲の責めに帰すべき事由によらずに滅失又は毀損した場合、第3条第1項に定める譲渡価格について甲及び乙は協議する。

2 前項に定める場合を除き、甲について前条の違反がない限り、本契約締結後譲渡日までの間に、譲渡対象事業について経営環境の変動、収入の減少等の事象が発生した場合であっても、第3条第1項に定める譲渡価格は変更されない。

(契約の解除)

第 18 条 及び乙は、次の各号の一に該当した場合、本契約を解除することができる。但し、第1号及び第2号については、契約の目的を達成できない重要な条項に関するものに限り、また、譲渡日までに解除の意思表示がなされた場合に限る。

- (1) 本事業譲渡仮契約書のいずれかの条項に違反した場合。
 - (2) 本事業譲渡仮契約書のいずれかの条項の履行が不可能になったと認められた場合。
 - (3) 譲渡日までに本事業譲渡に著しく支障をきたす事象が認められた場合で、甲及び乙が協議のうえ合意した場合。
- 2 乙が次のいずれかに該当するとき、甲は本契約を解除することができる。
- (1) 役員等（「役員等」とは、乙の役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。
 - (2) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (6) 下請契約、購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第1号から前号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (7) 第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約、購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該

契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(損害賠償)

第 19 条 前条第 1 項第 1 号及び第 2 号に該当する場合、甲及び乙は、相手方当事者に対し、損害賠償義務を負うものとする。

2 前条第 2 項各号に該当する場合、乙は、甲に対し、損害賠償義務を負うものとする。

(契約の効力)

第 20 条 本契約は、金沢市議会において本事業譲渡に関する議案が可決されたときに成立し、本書は書き換えることなく本契約書となる。但し、議会にて否決された場合、この仮契約は無効となり、甲は損害賠償の責めを負わないものとする。

2 前項の議決があったときは、甲は、その旨を直ちに乙に通知する。

(秘密保持等)

第 21 条 甲及び乙は、相手方当事者から入手する本事業譲渡に関する一切の情報（以下「秘密情報」という。）を本事業譲渡に関連するもの及び譲渡対象事業の運営展開に関連するものにのみ使用し、本事業譲渡に必要な範囲内で役員、従業員、弁護士、公認会計士、税理士等の専門家に開示する場合を除き、相手方当事者の事前の同意を得ずに、これを第三者に開示してはならない。ただし、次の各号の一に該当するものについてはこの限りではない。

- (1) 相手方当事者から開示された時点で既に公知となっているもの
- (2) 相手方当事者から開示された後で自らの責めに帰すべき事由によらずして公知となったもの
- (3) 相手方当事者から開示された時点で既に自ら保有していたもの
- (4) 第三者から適法に開示されたもの
- (5) 監督官庁その他公的機関から法令に基づいて開示を要求された場合

2 一方当事者が、その役員、従業員、弁護士、公認会計士、税理士等の専門家を含む第三者に対して、相手方当事者から入手する秘密情報を開示する場合、当該一方当事者は、その第三者をして本条に基づく秘密保持義務を厳守せしめるよう善良な管理者の注意をもって管理するものとし、当該一方当事者は、当該第三者による秘密保持義務のいかなる違反に対しても責任を負うものとする。

3 本事業譲渡仮契約書締結日後、本事業譲渡について乙が公表を行う場合、当該公表の日時、内容、方式等については事前に甲と協議するものとする。

第 2 章 本件株式の発行

(本件株式の発行)

第 22 条 乙は、甲及び乙が別途合意する日（ただし、譲渡日より前でなければならない。

以下「出資日」という。)に、別紙4「本件株式発行の内容」に定める条件で乙の株式を甲に対し発行し、甲はこれを引き受け、乙に対し出資するものとする(以下、本条に基づき発行される乙の株式を「本件株式」という。)。

- 2 甲は、円滑な事業承継を支援するため、第25条に基づき別途協議で定める期間、市の職員派遣を行うとともに、柔軟な企業活動を阻害しない範囲で乙への出資を行う。
- 3 前項に基づく出資は、7億5千万円を上限額として、甲の出資比率は3%以上10%未満となる範囲で行い、最終的な甲の出資金額は、乙との協議によって確定する。

(乙の表明・保証・補償)

第23条 乙は、甲に対し、出資日において、別紙5「表明・保証書」に定める様式に従って、その代表者名義の表明・保証書を提出するものとする。

- 2 前項の表明・保証書においてなした表明及び保証が、出資日において真実又は正確ではなかったことにより、甲に何らかの損害が発生したときは、乙は甲に対して当該損害を補償するものとする。

(本件株式発行引受の前提条件)

第24条 本事業契約第22条の規定に基づく甲による本件株式の引受は、出資日において、以下の各号に定める条件が全て充足されていること又は甲によって書面により放棄されることを前提条件とする。

- (1) 本事業契約第23条第1項の規定に基づき、乙から表明・保証書が甲に対しそれぞれ交付されていること。
- (2) 本件株式の発行について決議した乙の取締役会議事録及び株主総会議事録の写し(乙の代表取締役による原本証明が付されたもの)が甲に対し交付されていること。
- (3) 乙の最新の定款及び株主名簿の写し(乙の代表取締役による原本証明が付されたもの)が甲に対し交付されていること。
- (4) 乙の履歴事項全部証明書1部(出資日前2週間以内に発行されたもの)が甲に対し交付されていること。
- (5) 本事業譲渡のうち一般ガス導管事業についてのガス事業法第42条第1項に基づく経済産業大臣に対する事業譲渡譲受認可及びガス小売事業についてのガス事業法第8条第2項に基づく経済産業大臣に対する届出が完了していること。
- (6) 本事業譲渡のうち発電事業者としての電気事業法第27条の29及び第2条の7第2項に基づく経済産業大臣に対する届出が完了していること。
- (7) 譲渡対象資産等に含まれる河川法第23条に基づく河川管理者の許可に基づく権利の甲から乙に対する譲渡について、河川法第34条第1項の規定に基づく河川管理者の承認の取得のために必要な手続が完了していること。
- (8) 乙が本事業契約の各規定に違反していないこと。

(事業譲渡不成立ないし解除の場合の本件株式の処理)

第25条 本事業譲渡仮契約書第10条に定める本事業譲渡の前提条件の不成就等その理由

の如何を問わず、本事業譲渡仮契約書に基づき譲渡日において本事業譲渡が実行されないと認められる場合、乙は甲から、本件株式の全部をその出資金額で買い取るものとする。

(甲による株式譲渡)

第 26 条 甲が、本件株式の全部又は一部を譲渡することを希望する場合、乙は、当該譲渡についての乙の取締役会における承認決議等当該譲渡に必要な一切の措置を探ることについて協力するものとする。

第3章 乙（事業譲受会社）への職員派遣

(派遣受入・派遣協定の締結)

第 27 条 甲は、円滑な事業承継に必要な期間、職員（以下「派遣対象職員」という。）を乙に派遣するものとする（以下、かかる派遣を「本件派遣」という。）。

- 2 甲及び乙は、前項に基づく派遣を行うため、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（以下「地方公務員派遣法」という。）第 10 条及び公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第 14 条において要求される事項につき、別途「職員の派遣に関する協定書」（以下「本派遣協定」という。）を締結するものとする。
- 3 乙の要請により、甲の派遣期間が延長される場合には、第 32 条に規定する禁止事項の期間も延長されるものとする。
- 4 甲及び乙は、その他円滑な引継ぎのために必要な措置等について、協議を行い、双方これに協力するものとする。

(本件派遣の前提条件)

第 28 条 本件派遣は、以下の各号に定める条件が全て充足されていることを前提条件とする。

- (1) 乙が、地方公務員派遣法第 10 条第 1 項に定める特定法人に該当すること。
- (2) 甲及び乙間において本派遣協定が有効に締結されていること。
- (3) 譲渡日に本契約に基づき本事業譲渡が実行されること。
- (4) 本契約に基づき株式が甲に対し有効に発行されていること。

第4章 乙（事業譲受会社）の内部運営等

(乙の組織体制)

第 29 条 乙の本店は、金沢市内に置くものとする。

- 2 乙は、本提案において本事業に関して特定協力会社が担うとされた業務に関して、基本協定書第 5 条第 4 項に基づいて必要な契約等を【特定協力会社名】と締結し、協力企業をして当該業務を遂行させ、もって本事業の安定的な運営を行うこと。

(乙に関する甲の権利)

第 30 条 甲は、乙の株主として、3 %以上の議決権比率を維持する間は、会社法に定める株主の会計帳簿閲覧謄写請求権等の権利を有する。

2 甲から前項に基づく権利行使する旨の意思表示があった場合には、乙は、速やかにこれに対応するものとする。

(乙の報告義務)

第 31 条 乙は、提案内容の遵守状況や譲渡契約内容が確実に履行されているか甲が確認できるよう、事業経営計画、会社法 435 条に基づく計算書類、年次報告書（アニュアルレポート）、クレーム対応状況の報告を行い、ホームページ等による自主的な情報開示を行うとともに、応募者が提案した方法による情報の開示等を実施すること。[注：報告内容に関して本提案において何らかの追加提案がなされているときは、乙は当該条件での報告が義務付けられる旨規定する。]

(禁止事項)

第 32 条 乙は、事業譲渡後[5年から 10 年間]、第三者との合併、会社分割、事業譲渡、代表企業の最多数の議決権の保有の解消、株主構成等の変更、承継した事業用資産のうち重要なものの第三者への譲渡を行ってはならない。ただし、甲乙が協議の上、甲の承認を得た場合は変更することができる。

2 乙は、第一項に規定する期間は、甲の議決権比率が3 %を下回る株式の発行その他の行為をしてはならない。

第 5 章 雜則

(誠実協議)

第 33 条 本事業譲渡仮契約に定めのない事項、又は疑義が生じた事項については、甲及び乙が誠実に協議のうえこれを解決するよう努力するものとする。

(準拠法及び裁判管轄)

第 34 条 本事業譲渡仮契約書は、日本国の法令に準拠し、それらに従って解釈されるものとする。

2 本事業譲渡仮契約書に関連して生じた一切の紛争については、金沢地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

上記契約を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和3年●月●日

(甲) 金沢市広坂1丁目1番1号

金沢市長

○○ ○○

(乙) 金沢市 ○○

○○株式会社

取締役社長 ○○ ○○

別紙1 謲渡対象資産等

事業譲渡対象の資産、権利等は以下のとおり。

【ガス事業】

1. 製造設備
2. 供給設備
3. 業務設備
4. 休止設備
5. 建設仮勘定
6. 無形固定資産

ガス事業会計規則別表第1（第2条関係）一般ガス導管事業者の勘定科目表「款」項目の名称を記載している。

【発電事業】

1. 電気事業固定資産
 - 水力発電設備
 - 業務設備
 - 休止設備
2. 附帯事業固定資産
3. 事業外固定資産
4. 固定資産仮勘定
5. 無形固定資産

電気事業会計規則別表第1（第3条関係）資産の勘定科目表の名称を記載している。

別紙2 謲渡価格 (乙の提示する譲渡価格（税抜き）を記載予定)

別紙3 本件承継契約等

事業譲渡対象の契約等は以下のとおり。

	契約書名	契約相手	契約期間
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

別紙4 「本件株式発行の内容」

(乙の提示する株式発行の内容を記載予定)

1. 株式の種類：
2. 株式の数：
3. 株式の 1 株あたりの払込金額：
4. 株式の内容：

別紙5 表明・保証書

令和3年●月●日

(あて先) 金沢市長

表明・保証書

当社は、金沢市及び〔事業譲受会社名〕間の令和3年●月●日付金沢ガス事業発電事業譲渡仮契約書（以下「本事業譲渡仮契約書」という。）第22条の規定に基づき、出資日たる冒頭記載の日付において、以下の各事項が真実かつ正確であることを表明し、かつ保証します。

なお、別段の定めのない限り、本書において用いられる用語は、本事業譲渡仮契約書において定める意味を有するものとします。

- (1) 当社は適法に設立された法人であって、本出資日現在において有効に存続していること。
- (2) 当社による本事業譲渡仮契約書の締結及び本事業譲渡仮契約書上の義務の履行は、いずれも当社の事業目的の範囲内であって、また、適用法令及び当社の内部手続に従って適切に授權されていること。
- (3) 当社の本事業譲渡仮契約書上の義務履行が可能であること。
- (4) 出資日における本件出資前の当社の発行済株式総数は〔〕株であり、総議決権数は〔〕個であって、本件出資後の当社の発行済株式総数は〔〕株となり、総議決権数は〔〕個となること。
- (5) 出資日における〔代表企業名〕の保有する当社の株式数は〔〕株であり、その有する議決権の個数は〔〕個であること。
- (6) 出資日における構成員の保有する事業譲受会社の株式数は〔〕株であり、その有する議決権の個数は〔〕個であること。〔注：事業譲受会社のみ。本件株式の種類如何によって内容は修正されるものとする。〕
- (7) 本件出資により、金沢市が有する当社の議決権の個数は〔〕個であり、その総議決権数に占める割合は〔〕%となること。

[○○株式会社]

[取締役社長] (印)

[代表企業名]

[肩書] (印)

[構成員]

[肩書] (印)

[構成員]

[肩書] (印)

最低譲渡価格の検討

目次

- 1.事業価値を試算する際の手法……………2P～
- 2.DCF法の検討要素……………6P～
- 3.最終まとめ……………11P～
- 4.参考資料……………13P～

1. 事業価値を試算する際の手法

1-1. 事業価値を試算する際の手法(1/3)

●目的

最低譲渡価格を設定するにあたっては、市の条件、民間の条件、経済的条件の各種条件を踏まえ、総合的に判断することが必要。

●民間の条件

マーケットサウンディングで最低譲渡価格のレンジをヒアリングするも、ほとんどの会社が検討が進んでいない、未回答の企業がほとんどであった。

1社のみ約200億～250億円程度と回答

本案件は、複数の応札者が想定されるため、多少の金額が上がる環境下にある。

●市の条件 1)

ガス事業の企業債の譲渡時一括返済ができることが最低条件。令和3年度末時点の想定残債金額（※1）は77億円程度。

●市の条件 2) コストアプローチ

先行事例では最低譲渡価格を「譲渡対象資産簿価」と設定している事例が多い。（説明責任の観点で、帳簿価額は説明しやすいことも採用されている要因と思料）

当該事例を金沢市に当てはめて計算した結果（※2）では、185.2億円となる。

※1 ※2 計算根拠は参考頁を参照のこと

※2 の計算方法 → 令和元年度末の固定資産台帳の金額のうち、譲渡対象固定資産を抽出し、R2,R3の2年間の減価償却を加味して計算。さらに設備投資計画から、R2、R3の更新投資額及び減価償却による帳簿価格の減額も反映し、令和3年度末の譲渡対象固定資産価額を算出。

経済的条件

- ・事業価値の算定
 - DCF法
 - マルチプル法、
 - 修正簿価純資産法
- ・過去のガス、水力発電の取引事例

市の条件

- ・市民サービスや地域経済活性化等に係る条件
- ・資産譲渡、職員の処遇等に係る条件
- ・譲渡後の経営への関与に係る条件
- ・企業債、その他の償還の必要性

**売却予定価格
の設定は各種
条件を踏まえ
総合的判断が
必要**

民間の条件

- ・競争環境(応札者数)
- ・買収後の経営戦略やビジネスモデル



市の条件としては、185.2億円が一つの最低譲渡価格の目安となる

1-1. 事業価値を試算する際の手法(2/3)

●市の条件 2) コストアプローチ

金沢市における「譲渡対象資産 = 帳簿価額」の具体的な譲渡対象範囲は以下のとおり。

※ 譲渡対象資産のうち、土地、建物のリストは参考資料を参照のこと

●譲渡対象資産●

【ガス事業】

- ・LNG製造設備…港エネルギーセンター
- ・簡易ガス供給拠点…4か所
 - 金沢湖陽住宅団地
 - 瑞樹団地（第1、第2）
 - 南森本
 - 大浦*・東蚊爪（第1、第2）
- ・整圧器（ガバナー）拠点…51か所
- ・ガスぼーと（企業局ガスショールーム）

【発電事業】

- ・発電施設…5か所
 - 〔犀川系〕 上寺津発電所
 - 新辰巳発電所
 - 新寺津発電所
- 〔内川系〕 新内川発電所
- 新内川第二発電所
- ・ダム…上寺津ダム
- ・発電管理センター…システム部分のみ

●譲渡非対象資産●

- ・金沢市企業局庁舎

1-1. 事業価値を試算する際の手法(3/3)

●経済的条件

P3のコストアプローチ に加えて、2つの手法が存在

1) マーケットアプローチ

市場において成立する価格をもとに企業価値を簡易的に試算する手法。代表的なものとして、「類似会社比較法（マルチプル法）」がある。

マルチプル法～ 評価対象企業の類似会社にあたる上場会社の株式価値や企業価値と、企業の業績（当期純利益や償却前営業利益）や純資産といった財務指標から算出された倍率（マルチプル）によって、事業価値を試算する手法。

$$\textcircled{1} \text{ PER (株価収益率)} = \text{株式時価総額} / \text{当期純利益}$$

$$\therefore \text{金沢株主価値} = \text{PER} \times \text{当期純利益}$$

$$\text{金沢事業価値} = \text{金沢株主価値} + \text{企業債} - \text{現預金}$$

$$\textcircled{2} \text{ PBR (株価簿価倍率)} = \text{株式時価総額} / \text{純資産}$$

$$\therefore \text{金沢株主価値} = \text{PBR} \times \text{純資産}$$

$$\text{金沢事業価値} = \text{金沢株主価値} + \text{企業債} - \text{現預金}$$

$$\textcircled{3} \text{ EV/EBITDA (企業価値/償却前営業利益)}$$

$$\therefore \text{金沢事業価値} = \text{EV} / \text{EBITDA} \times \text{EBITDA}$$

EBITDA : Earnings before interest, taxes, depreciation and amortization, EV : Enterprise Value

2) インカムアプローチ

将来期待される収益やキャッシュフローを、その実現に見込まれるリスク等を考慮した割引率で割引くことにより事業価値を試算する手法。

代表的なものに、将来のフリー・キャッシュフローを試算して評価する「DCF法（割引キャッシュフロー法）」がある。

DCF法～ 事業価値はその事業が生み出す将来のフリー・キャッシュフロー（FCF）に基づいて決まるというファイナンス理論の基本的な考え方最も整合する評価方法

●民間の条件

左記のPER及びPBRで金沢市の事業価値を試算したところ、以下の結果となっている。

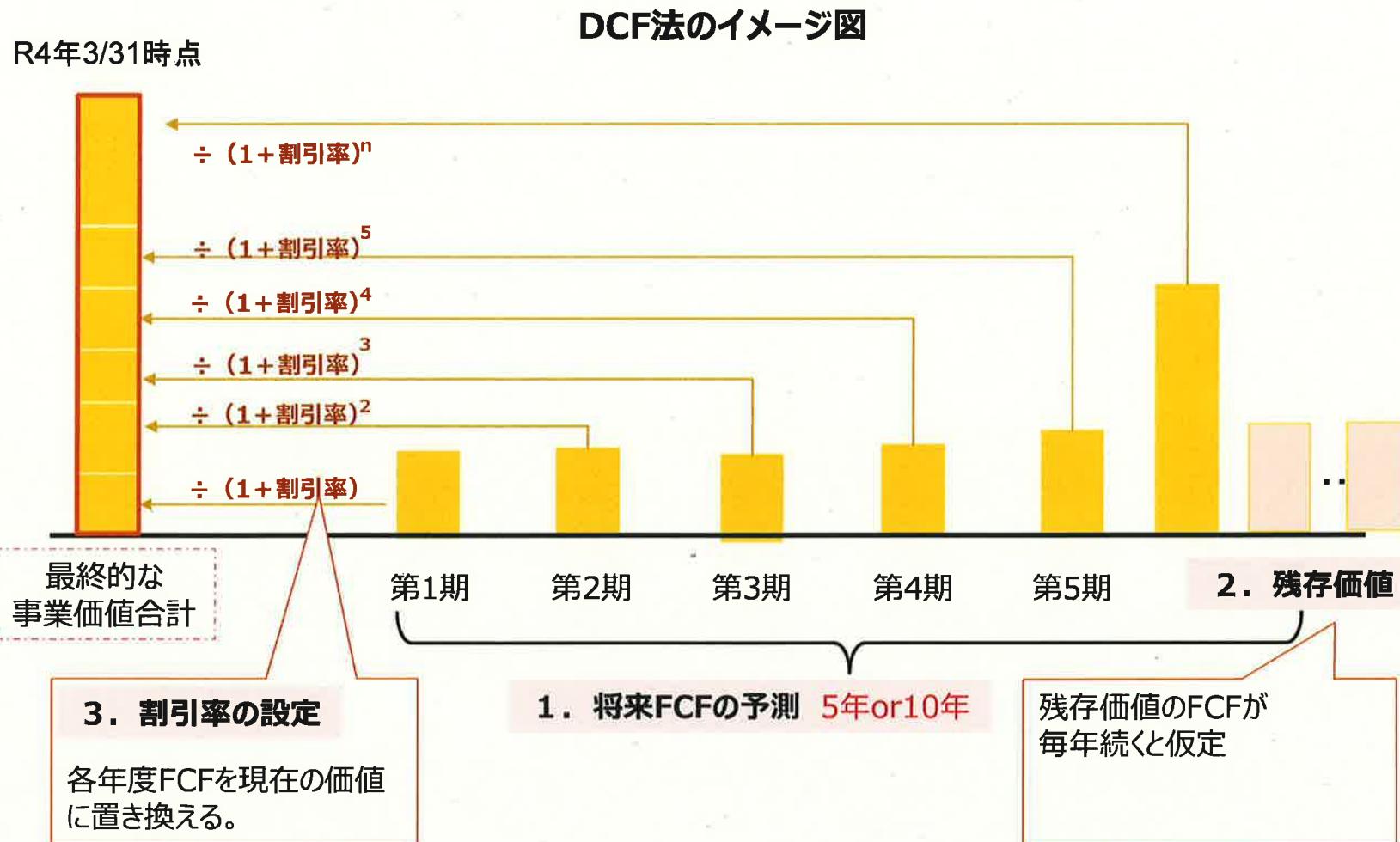
PERの場合… 193.7億円

PBRの場合… 78.7億円

EV/EBITDAの場合… 184.9億円

2. DCF法の検討要素

2-1. DCF法の計算要素(1/3)



2-1. DCF法の計算要素(2/3)

1. フリーキャッシュフロー（FCF）の予測

各年度のフリーキャッシュフロー（FCF）の算定が必要。

算定式 : $FCF = \text{営業利益} \times (1 - \text{法人税率}) + \text{減価償却費} - \text{設備投資等} \pm \text{運転資本等の増減}$

2. 残存価値の算定

残存価値とは、**計画期間終了時点**における評価対象会社の事業価値をいう。

$$\text{残存価値} = \frac{\text{継続可能FCF}}{\text{割引率}}$$

●論点●

計算期間終了時点を何年に置くかで、大きく継続可能FCFが変わってくるため、慎重な検討が必要



■計画期間について

計画期間を10年を超えた期間とした場合、事業や業界の将来を見通すことは難しく不確実性が高まる。また、本件譲渡の対象事業は、ガス・発電事業であり、他事業に対して比較的安定した業界であると考えられる。さらに複数の計算期間を設定することで検討に偏りがなくなることから、以下の2パターンを計算期間として設定。

ガス事業、発電事業ともに、①**5年**、②**10年**

2-1. DCF法の計算要素(3/3)

3. 割引率の算定

DCF法で使用する割引率には、この株主資本コストと負債コストの2つのコストから導き出される加重平均資本コスト (Weighted Average Cost of Capital : WACC) が広く使われている。

●論点●

割引率を何%に設定するかで、大きくキャッシュフローの現在価値が変わってくるため、慎重な検討が必要



■割引率について

適用WACC (Weighted Average Cost of Capital、加重平均資本コスト) を使用

<ガス事業> 北陸ガス・広島ガス・西部ガスの3社WACCの平均を採用 適用割引率 1.73%

<発電事業> 電源開発・北陸電力・四国電力の3社のWACCの平均を採用 適用割引率 2.09%

2-2. DCF法による事業価値の試算結果

民間企業としての事業価値の試算(法人税、固定資産税について考慮)

【ガス事業】	割引率	1.73%
	計画期間	
	5年	156億円
	10年	52億円
【発電事業】	割引率	2.09%
	計画期間	
	5年	85億円
	10年	114億円
【合計】	予測期間	
	5年	
	10年	241億円
		166億円

3. 最終まとめ

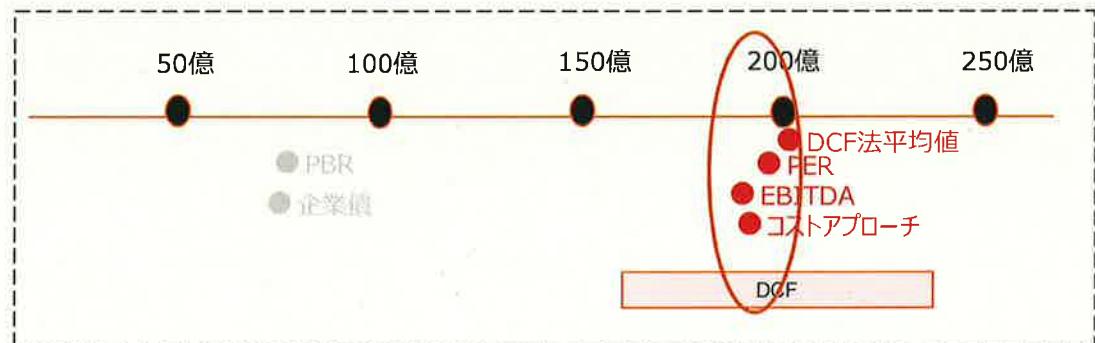
3-1. 最低譲渡価格の検討

3条件	手法	試算結果のレンジ		
民間の条件	ヒアリング結果 ※1	200億円	~	250億円
市の条件	市企業債返済	約77億円	~	
	コストアプローチ (先行事例はこの採用が多い)	185.2億円 簿価	~	
経済的条件	マーケットアプローチ (マルチプル法)	①PER(株価収益率) ... 193.7億円 ②PBR(株価簿価倍率) ... 78.7億円 ※2 ③EBITDA(償却前営業利益倍率) ... 184.9億円		
	インカムアプローチ (DCF法)	約166億円 (計画期間10年) DCF法の平均値 ... 203.5億円	~	約241億円 (計画期間5年)
最終結論		最低譲渡価格 186 or 192※3 or 204 億円		

※1 民間企業の多くは未回答、上記は民間企業1社提示の概算のレンジである点に留意が必要。

※2 金沢市ガス事業に欠損金が残っている影響もあり、純資産を元に算定した試算結果は低くなっている。

※3 赤文字の試算結果の平均値



市の下限 186億円 かつ DCF法試算の範囲内

PER, EBITDA, コストアプローチ
DCF法平均値の平均値は192億円
かつ DCF法の試算の範囲内

PER, EBITDA, コストアプローチ
DCF法平均値の上限値は204億円
かつ DCF法の試算の範囲内

4. 參考資料

参考)計算根拠 ①

市債返済

SD:金沢市作成【企業債償還残高表】設備投資長期計画反映

	R1決算	R2見込	R3見込
借入額	510,000	0	252,660
償還額	-1,649,699	-1,583,360	-1,444,924
残 高	10,479,043	8,895,683	7,703,419
利 息	121,889	101,312	80,569

7,703 百万円

参考)計算根拠 ② (1/5)

コストアプローチ

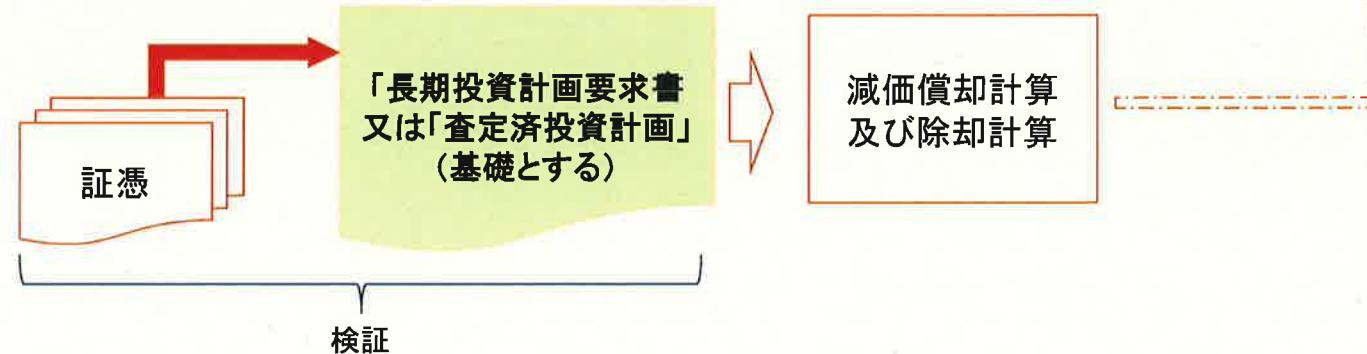
●既存非償却資産



●既存償却資産



●令和2年度及び3年度の設備投資



参考)計算根拠 ② (2/5)

コストアプローチ

ガス事業会計 令和元年度末の譲渡対象帳簿価額

資産名	令和元年度末	譲渡対象外資産		追加対象資産		譲渡対象資産
	帳簿価額(円) A	内容	帳簿価額(円) B	内容	帳簿価額(円) C	帳簿価額(円) A - B + C
土地	418,382,525	玉鉢エネルギーセンター跡地 (休止設備)	414,352	企業局ガスショールーム土地 (水道事業所有)	281,803,304	699,176,612
		野町ガス管路用地 (上下水道も利用)	594,865			
		計	1,009,217	計	281,803,304	
建物	1,148,136,283	企業局庁舎建物 (ガス事業持分30%)	268,973,791	企業局ガスショールーム建物 (水道事業持分25%) ※水道事業から負担金として受領 →水道事業の施設利用権を買取	0	840,034,282
		片町テナントビル建物 (ガス事業持分50%)	38,657,797			
		現物なし・除却漏れ (需要家用整圧所、TV受信工事等)	470,413			
		計	308,102,001		0	
構築物	787,323,754	企業局庁舎構築物 (外構、看板、喫煙所等)	7,077,844	－		780,245,910
機械及び装置	491,352,937	企業局庁舎機械及び装置 (冷温水器、防犯カメラ等)	3,058,432	－		488,294,505
導管	9,131,228,923	－		－		9,131,228,923
計量器	27,301,603	－		－		27,301,603
工具・器具・備品	14,647,016	企業局庁舎備品等 (机・棚、災害用備品、美術品等)	4,172,851	－		10,474,165
その他ガス事業の用に 供する資産	299,605,386	企業局庁舎立木（植栽、記念樹）	5,196,818			264,106,242
		車両運搬具	10,246,874			
		リース資産（サーバ、PC、システム（銀行伝送、装置工事申請等））	17,023,300			
		電話加入権	2,545,793			
		リース資産 業務設備 (システム（起債、財務、積算、人事）)	486,359			
		計	35,499,144	計	0	
合 計	12,317,978,427					12,240,862,242

参考)計算根拠 ② (3/5) 令和3年度末の譲渡対象帳簿価額への調整

合計	12,317,978,427		令和元年度末 譲渡対象資産簿価 ⇒	12,240,862,242 A	
固定資産台帳から積み上げ計算					
既存資産 償却計算	建物 構築物 機械及び装置 導管 計量器 工具器具備品 その他ガス事業の用に供する資産	R2 R3 R2 R3 R2 R3 R2 R3 R2 R3	減価償却見込額 減価償却見込額 減価償却見込額 減価償却見込額 減価償却見込額 減価償却見込額 減価償却見込額 減価償却見込額 減価償却見込額 減価償却見込額	41,643,386 41,299,974 21,859,098 20,330,440 23,578,185 20,913,213 915,242,024 833,622,453 1,966,313 1,754,197 1,997,587 1,546,974 8,330,319 7,992,154	
			2年分帳簿価額減少額	1,942,076,317 B	
新規投資 償却計算	新規投資予定額 R2年度 新規投資予定額 R3年度	R2 R3 R2 R3	減価償却見込額 減価償却見込額 減価償却見込額	① 1,271,101,853 0 ② 88,347,877 1,182,753,976 ③ 63,555,093 ④ 1,207,288,183 0 1,207,288,183 ⑤ 60,364,409 新規投資に伴う簿価影響額 =①-②-③+④-⑤	① 1,271,101,853 0 ② 88,347,877 1,182,753,976 ③ 63,555,093 ④ 1,207,288,183 0 1,207,288,183 ⑤ 60,364,409 新規投資に伴う簿価影響額 =①-②-③+④-⑤ 2,266,122,657 C
			=A-B+C ガス想定簿価	12,564,908,582 D	
			発電想定簿価	5,956,065,282 E	
			=D+E	18,520,973,864	
				185.2 億円	

→別ファイル2019年度末固定資産台帳（発電）PwC検証シート「発電（検証サマリー）」シート参照

発電想定簿価 5,956,065,282 E

参考)計算根拠 ② (4/5)

コストアプローチ

発電事業会計 令和元年度末の譲渡対象帳簿価額

資産名	令和元年度末	譲渡対象外資産		追加対象資産		譲渡対象資産
	帳簿価額(円) A	内容	帳簿価額(円) B	内容	帳簿価額(円) C	帳簿価額(円) A - B + C
土地	177,039,118	—		—		177,039,118
建物	142,125,942	企業局庁舎建物 (発電事業持分5%)	44,368,988	—	0	90,956,176
		発電管理センター (犀川浄水場管理棟等) 改修費	6,800,778	—		
		計	51,169,766		0	
構築物	2,920,555,011	企業局庁舎構築物 (喫煙所)	20,812	—		2,920,534,199
機械装置	1,858,248,310	企業局庁舎機械装置 (冷温水器、防犯カメラ等)	399,173	—		1,857,849,137
諸装置	174,480,653	—		—		174,480,653
備品	721,373,193	美術品 (一般会計へ所管替え予定)	714,029,703	—		3,831,003
		企業局庁舎備品等 (机・棚、公用車、PC等)	3,512,487			
		計	717,542,190		0	
その他発電事業の用に供する資産	138,137,685	企業局庁舎立木 (記念樹)	272,500			137,525,916
		無形固定資産 (電話加入権、システム)	339,269			
		計	611,769	計	0	
合 計	6,131,959,912					5,362,216,202

参考)計算根拠 ② (5/5) 令和3年度末の譲渡対象帳簿価額への調整

合計	6,131,959,912		令和元年度末 譲渡対象資産簿価 ⇒	5,362,216,202 A
----	---------------	--	-------------------	-----------------

既存資産 償却計算	建物 構築物 機械及び装置 諸装置 備品 その他発電事業の用に供する資産	R2	減価償却見込額	8,996,825
		R3	減価償却見込額	7,627,522
		R2	減価償却見込額	114,313,319
		R3	減価償却見込額	110,127,416
		R2	減価償却見込額	119,160,887
		R3	減価償却見込額	116,440,930
		R2	減価償却見込額	7,122,905
		R3	減価償却見込額	7,087,031
		R2	減価償却見込額	367,201
		R3	減価償却見込額	367,201

2年分帳簿価額減少額 **497,433,632 B**

新規投資 償却計算	新規投資予定額 R2年度 上寺津発電所 水車交換	C	1,165,221,818
		①	1,347,000
		②	47,877,000
	上記に見合う旧資産（固定資産台帳上20個）取得価額 償却限度95%まで償却が進んでいると仮定し、取得額×5%を帳簿から除却すると仮定(1円未満四捨五入)		494,302,117
		③	24,715,106
	R3年度末の想定簿価	=C-①-②-③	1,091,282,712
	新規投資予定額 R3年度 新規投資予定なし		0
		新規投資に伴う簿価影響額	1,091,282,712 C

=A-B+C 発電想定簿価 **5,956,065,282 D**

→別ファイル2019年度末固定資産台帳（ガス）PwC検証シート「ガス（検証サマリー）」シート参照

ガス想定簿価 **12,564,908,582 E**

=D+E **18,520,973,864**

185.2 億円

参考)計算根拠 ③

マルチプル法

ガス

A金沢市R1年度決算		B類似企業平均倍率		A × B
当期純利益	10.4	PER	14.69	152.8 億円
純資産	39.6	PBR	0.71	28.3 億円
EBITDA	21.6	EV/EVITDA	5.75	124.3 億円

電力

A金沢市R1年度決算		B類似企業平均倍率		A × B
当期純利益	3.0	PER	7.94	23.7 億円
純資産	77.8	PBR	0.43	33.2 億円
EBITDA	5.3	EV/EVITDA	11.40	60.6 億円

合計

	株式価値	+企業債	-現預金	事業価値
PER	176.6	77.0	59.9	193.7 億円
PBR	61.5	77.0	59.9	78.7 億円
EBITDA	—	—	—	184.9 億円

※ PER、PBRについては株主価値を算定する方法であるため事業価値に修正
(EBITDAについては事業価値を算定する方法であり修正不要)

SD : ① Bloomberg 200821取得 ②～⑤各社決算短信等

北陸ガス

① 時価総額	149 億
② 当期純利益	12 億
③ 純資産	483 億
④ 企業価値	127 億
⑤ EBITDA	75 億

20/3決算

$$\begin{aligned} \textcircled{1} \div \textcircled{2} &= \text{PER} & 12.93 \text{ 倍} \\ \textcircled{1} \div \textcircled{3} &= \text{PBR} & 0.31 \text{ 倍} \\ \textcircled{4} \div \textcircled{5} &= \text{EV/EVITDA} & 1.71 \text{ 倍} \end{aligned}$$

電源開発

① 時価総額	3,743 億
② 当期純利益	423 億
③ 純資産	8,574 億
④ 企業価値	19,374 億
⑤ EBITDA	1,666 億

20/3決算

$$\begin{aligned} \textcircled{1} \div \textcircled{2} &= \text{PER} & 8.85 \text{ 倍} \\ \textcircled{1} \div \textcircled{3} &= \text{PBR} & 0.44 \text{ 倍} \\ \textcircled{4} \div \textcircled{5} &= \text{EV/EVITDA} & 11.63 \text{ 倍} \end{aligned}$$

広島ガス

① 時価総額	245 億
② 当期純利益	22 億
③ 純資産	521 億
④ 企業価値	516 億
⑤ EBITDA	103 億

20/3決算

$$\begin{aligned} \textcircled{1} \div \textcircled{2} &= \text{PER} & 11.38 \text{ 倍} \\ \textcircled{1} \div \textcircled{3} &= \text{PBR} & 0.47 \text{ 倍} \\ \textcircled{4} \div \textcircled{5} &= \text{EV/EVITDA} & 5.00 \text{ 倍} \end{aligned}$$

北陸電力

① 時価総額	1,436 億
② 当期純利益	134 億
③ 純資産	3,365 億
④ 企業価値	9,837 億
⑤ EBITDA	812 億

20/3決算

$$\begin{aligned} \textcircled{1} \div \textcircled{2} &= \text{PER} & 10.69 \text{ 倍} \\ \textcircled{1} \div \textcircled{3} &= \text{PBR} & 0.43 \text{ 倍} \\ \textcircled{4} \div \textcircled{5} &= \text{EV/EVITDA} & 12.11 \text{ 倍} \end{aligned}$$

西部ガス

① 時価総額	996 億
② 当期純利益	47 億
③ 純資産	806 億
④ 企業価値	3,372 億
⑤ EBITDA	267 億

20/3決算

$$\begin{aligned} \textcircled{1} \div \textcircled{2} &= \text{PER} & 21.21 \text{ 倍} \\ \textcircled{1} \div \textcircled{3} &= \text{PBR} & 1.24 \text{ 倍} \\ \textcircled{4} \div \textcircled{5} &= \text{EV/EVITDA} & 12.64 \text{ 倍} \end{aligned}$$

四国電力

① 時価総額	1,636 億
② 当期純利益	181 億
③ 純資産	3,266 億
④ 企業価値	8,534 億
⑤ EBITDA	910 億

20/3決算

$$\begin{aligned} \textcircled{1} \div \textcircled{2} &= \text{PER} & 9.04 \text{ 倍} \\ \textcircled{1} \div \textcircled{3} &= \text{PBR} & 0.50 \text{ 倍} \\ \textcircled{4} \div \textcircled{5} &= \text{EV/EVITDA} & 9.38 \text{ 倍} \end{aligned}$$

静岡ガス

① 時価総額	731 億
② 当期純利益	55.19 億
③ 純資産	864.1 億
④ 企業価値	600 億
⑤ EBITDA	164 億

19/12決算

$$\begin{aligned} \textcircled{1} \div \textcircled{2} &= \text{PER} & 13.25 \text{ 倍} \\ \textcircled{1} \div \textcircled{3} &= \text{PBR} & 0.85 \text{ 倍} \\ \textcircled{4} \div \textcircled{5} &= \text{EV/EVITDA} & 3.66 \text{ 倍} \end{aligned}$$

北海道電力

① 時価総額	851 億
② 当期純利益	267 億
③ 純資産	2,474 億
④ 企業価値	14,697 億
⑤ EBITDA	1,179 億

20/3決算

$$\begin{aligned} \textcircled{1} \div \textcircled{2} &= \text{PER} & 3.18 \text{ 倍} \\ \textcircled{1} \div \textcircled{3} &= \text{PBR} & 0.34 \text{ 倍} \\ \textcircled{4} \div \textcircled{5} &= \text{EV/EVITDA} & 12.47 \text{ 倍} \end{aligned}$$

参考)金沢市ガス事業・発電事業譲渡対象資産(土地・建物)一覧(1/3)

■土地

(ガス事業)

番号	所在	種別	面積 m ² [坪]	帳簿価額	
				単価 円/m ² [円/坪]	総額 (円)
				単価 円/m ² [円/坪]	総額 (円)
1	金沢市 赤3丁目16	(ガス)場用地	[9,000.0]	[18,737]	168,635,000
			29,752.08	5,668	
2	金沢市 赤3丁目8-7	○○ (ガス管路敷 井戸用地)	[1,372.1]	[91,144]	111,296,803
			1,535.94	24,546	
3	金沢市 玉鉢1丁目12-3	○○ (ガス管路敷 井戸用地)	[4.7]	[5,514]	25,905
			15.63	1,657	
4	金沢市 西念1丁目201-2 (2筆)	○○ (ガス管路敷 井戸用地)	[356.3]	[790,915]	281,803,304
			1,177.74	239,274	
5	金沢市 西大森211-1	宅地 (大森町整圧所 用地)	[11.4]	[6,908]	78,752
			37.78	2,084	
6	金沢市 泉野町2丁目383	宅地 (泉野町整圧所 用地)	[14.5]	[278,436]	4,037,327
			48.01	84,093	
7	金沢市 有松2丁目312	宅地 (有松町整圧所 用地)	[24.0]	[35,096]	842,323
			79.38	10,611	
8	金沢市 野町5丁目293	田 (野町整圧所 用地)	[12.7]	[40,625]	515,950
			42.00	12,284	
9	金沢市 玉鉢3丁目109	宅地 (玉鉢整圧所 用地)	[7.4]	[124,719]	922,922
			24.33	37,933	
10	金沢市 高島1丁目260	宅地 (高島町整圧所 用地)	[6.9]	[87,331]	602,585
			22.71	26,198	
11	金沢市 光が丘1丁目155	宅地 (光が丘整圧所 用地)	[15.4]	[0]	0
			51.00	0	
12	金沢市 諸江町上丁323	宅地 (諸江町整圧所 用地)	[16.6]	[112,651]	1,870,008
			55.00	34,000	
13	金沢市 三日町359	宅地 (三日町整圧所 用地)	[10.9]	[96,815]	1,055,620
			36.00	29,322	
14	金沢市 元菊町368-3	宅地 (元菊町整圧所 用地)	[12.2]	[1,321]	16,117
			40.38	399	
15	金沢市 長上郷1丁目160-3	宅地 (長上郷整圧所 用地)	[5.2]	[13,596]	70,700
			17.19	4,112	
16	金沢市 大手町36	宅地 (大手町整圧所 用地)	[9.0]	[1,133,871]	10,201,870
			29.90	341,300	
17	金沢市 笠舞3丁目140-2	宅地 (笠舞整圧所 用地)	[9.7]	[111,500]	1,081,550
			31.99	33,809	
18	金沢市 泉木町1丁目219	学校用地 (泉木町整圧所 用地)	[17.5]	[506,117]	8,857,064
			58.00	152,705	

19	金沢市 新堅町3丁目3-5	ガス事業用地 (新堅町整圧所 用地)	[5.7] 19.00	[155,263] 1G,578	885,000
20	金沢市 元町1丁目172	宅地 (元町整圧所 用地)	[14.5] 48.02	[6,758] 2,040	98,000
21	金沢市 神宮寺町1-9	宅地 (神宮寺整圧所 用地)	[8.6] 28.40	[149,127] 45,158	1,282,500
22	金沢市 御影町245-2	宅地 (御影町整圧所 用地)	[10.9] 35.88	[3,223] 979	35,132
23	金沢市 もりの里2丁目159	宅地 (若松整圧所 用地)	[19.4] 64.12	[176,816] 53,497	3,430,210
24	金沢市 昭和町510	宅地 (昭和町整圧所 用地)	[0.15] 0.48	[2,166,666] 677,083	325,000
25	金沢市 久安1丁目493-3	畠 (久安整圧所 用地)	[16.0] 53.00	[831,870] 251,130	13,309,929
26	金沢市 小坂町南590	宅地 (小坂町整圧所 用地)	[17.1] 56.51	[66,617] 20,167	1,139,670
27	金沢市 鞍月1丁目9	宅地 (藤江北整圧所 用地)	[20.7] 68.59	[129,565] 129,639	8,892,000
28	金沢市 神野町2丁目143	宅地 (神野町整圧所 用地)	[16.2] 53.89	[380,312] 114,752	6,161,060
29	金沢市 川上の里1丁目90	宅地 (川上整圧所 用地)	[21.2] 70.01	[294,764] 89,220	6,249,000
30	金沢市 三池栄町3	宅地 (三池町整圧所 用地)	[21.3] 70.47	[396,244] 119,767	8,140,000
31	金沢市 松村1丁目284	宅地 (松村整圧所 用地)	[15.1] 50.00	[290,066] 87,600	4,380,000
32	金沢市 湖陽2丁目148	宅地 (湖陽住宅用特定 製造所用地)	[57.7] 190.81	[145,171] 43,900	8,376,559
33	金沢市 みづき1丁目336	宅地 (瑞樹園地第1特定 製造所用地)	[93.3] 308.58	[204,352] 61,786	19,066,096
34	金沢市 南森木町り105-19 (2筆)	宅地 (南森木特定 製造所用地)	[91.5] 302.31	[268,022] 81,114	21,524,096
35	金沢市 みづき4丁目155	宅地 (瑞樹園地第2特定 製造所用地)	[167.1] 552.51	[184,835] 55,901	30,886,000
合 計			[11,503.0] 38,027.50		729,397,082

参考)金沢市ガス事業・発電事業譲渡対象資産(土地・建物)一覧(2/3)

■建物

(ガス事業)

番号	所在地	種類	延床面積	敷地面積
			㎡	㎡
1	金沢市 波3丁目6	ガス工場 (管理棟)	851.86	19,014.729
2		(LPG受入庫)	111.15	951.863
3		(現栓場)	26.32	31.567
4		(現栓場)	118.71	2,917.382
5		(設備棟)	657.20	126,759.187
6		(GTH設置室)	172.00	13,581.305
7		(LPGポンプ室)	65.00	5,771.830
8		(倉庫・防護火ポンプ室)	12.25	6,450.949
9		(H発電室)	15.00	4,002.349
10		(ガードル室)	56.00	5,111.824
11		(LNG储蔵室)	36.00	5,347.099
12		(ローリー上屋)	21.00	657.313
13		(ブリイン・計装空気設備室)	262.50	19,378.377
14		(温室ボイラー室)	90.25	14,079.450
15		(BOG压缩機室)	250.00	18,913.771
16		(戸戸ポンプ小室)	6.00	10.821
17		(倉庫)	18.00	
18		(LPG受入圧縮機室)	40.00	76.877
19		(LPG受入待機小室)	6.18	225.102
20			452.71	60,476.599
21			283.25	
22			86.17	125.228
23		技術技能伝承センター	89.00	300.305

24	金沢市 西念1丁目201-1	企業局ガスショールーム	978.39	447,839.656	47	金沢市 笠舞3丁目410-2	笠舞整圧所	15.75	1,195.713
25	金沢市 西大森211-1	大森町整圧所	9.59	319.182	48	金沢市 泉木町1丁目219	泉木町整圧所	10.00	1,316.731
26	金沢市 若草町119-2	若草町整圧所	10.00	1,651.264	49	金沢市 新豊岡3丁目3-5	新豊岡整圧所	6.77	12,100
27	金沢市 泉野町2丁目383	泉野町整圧所	9.90	252,363	50	金沢市 元町1丁目72	元町整圧所	9.00	162,139
28	金沢市 高崎3丁目87	高崎整圧所	6.60	11,250	51	金沢市 神宮寺町1-9	神宮寺整圧所	10.36	78,896
29	金沢市 有松1丁目312	有松整圧所	6.77	15,398	52	金沢市 御影町215-2	御影町整圧所	9.00	358,821
30	金沢市 野町1丁目293	野町整圧所	6.77	13,550	53	金沢市 古府町城丸公園	古府町整圧所	10.50	1,589,196
31	金沢市 新仲田1丁目 住宅公園	新仲田整圧所	9.59	67,967	54	金沢市 もりの里2丁目159	若松整圧所	15.00	1,511,804
32	金沢市 東力町1-284	東力町整圧所	13.34	6,329,892	55	金沢市 昭和町540	昭和町整圧所	19.21	2,083,893
33	金沢市 玉津3丁目109	玉津整圧所	10.53	42,422	56	金沢市 金石東1丁目61	金石整圧所	18.20	2,136,560
34	金沢市 高島1丁目260	高島整圧所	10.53	42,422	57	金沢市 久安1丁目493-3	久安整圧所	53.78	2,499,351
35	金沢市 みどり1丁目179	みどり整圧所	21.96	68,500	58	金沢市 小坂町南590	小坂町整圧所	10.00	1,931,827
36	金沢市 光が丘1丁目155	光が丘整圧所	6.77	13,550	59	金沢市 藤原1丁目19	藤江北整圧所	10.20	1,439,152
37	金沢市 西念1丁目 製酉中央公園	製酉公園整圧所	25.74	145,000	60	金沢市 神野町2丁目143	神野町整圧所	10.20	1,770,223
38	金沢市 諸江町1丁目323	諸江整圧所	19.04	50,150	61	金沢市 宝町13-1	金沢大学医学部整圧所	15.00	3,331,456
39	金沢市 三日町1丁目359	三日町整圧所	4.87	27,750	62	金沢市 田上1丁目190	田上整圧所	12.18	4,122,985
40	金沢市 元菊町368-3	元菊町整圧所	9.59	327,714	63	金沢市 三池栄町3	三池町整圧所	12.18	3,556,343
41	金沢市 長土堀1丁目160-3	長土堀整圧所	4.95	7,250	64	金沢市 湖陽2丁目148	金沢湖陽住宅用地 特定製造所	61.52	1,935,451
42	金沢市 瓢箪町 児童公園	瓢箪町整圧所	9.90	130,090	65	金沢市 みさき1丁目1336	瑞樹園地第1 特定製造所	85.20	8,523,194
43	金沢市 大手町36	大手町整圧所	9.90	305,917	66	金沢市 みさき1丁目155	瑞樹園地第2 特定製造所	92.22	11,328,375
44	金沢市 尾山町11	尾山町整圧所	5.72	18,000	67	金沢市 南森木町105-19 (2箇)	南森木特定製造所	33.07	4,393,903
45	金沢市 横山町609	横山町整圧所	12.89	768,879	68	金沢市 大浦町ス11-4	大浦・東蚊爪第1 特定製造所	65.51	10,331,857
46	金沢市 旭町2丁目18 旭町なかよし公園	旭町整圧所	14.00	395,864	69	金沢市 大浦町ス11-1	大浦・東蚊爪第2 特定製造所	84.97	10,807,358
合計							5,645.60	840,034,282	

参考)金沢市ガス事業・発電事業譲渡対象資産(土地・建物)一覧(3/3)

■ 土地
(発電事業)

番号	所在	種別	面積	帳簿価額		価格時点
				単価 m ² [坪]	総額 (円) 円/m ² [円/坪]	
1	金沢市 寺津町丙23-1 (16筆)	〇〇 (上寺津発電所 用地)	[3,104.0] 10,261.08	[4,498] 1,360	13,963,806	S41. 1. 30
2	金沢市 寺津町乙43-6 (22筆)	〇〇 (上寺津発電所 進入路用地)	[1,032.8] 3,414.33	[643] 194	664,152	S41. 1. 30
3	金沢市 寺津町乙43-12 (39筆)	〇〇 (上寺津ダム管理 事務所用地)	[1,068.9] 3,533.68	[170] 51	182,441	S41. 1. 30
4	金沢市 寺津町丙18-5 (16筆)	〇〇 (上寺津発電所 水路用地)	[5,128.0] 16,951.96	[348] 105	1,785,157	S41. 1. 30
5	金沢市 寺津町丙4-8 (12筆)	〇〇 (上寺津ダム 用地)	[1,511.0] 4,994.99	[1,807] 546	2,730,447	S41. 1. 30
6	金沢市 熊走町ヨ12 (40筆)	〇〇 (土捨場用地)	[4,582.9] 15,150.22	[278] 84	1,275,262	S41. 1. 30
6	金沢市 末町 (3筆)	〇〇 (犀川ダム関係 共有用地)	[25.7] 85.07	[8] 2	222	S41. 1. 30
7	金沢市 上辰巳町6字205 (69筆)	〇〇 (新辰巳発電所 用地)	[6,188.2] 20,456.85	[2,263] 684	14,005,435	S44. 4. 1
8	金沢市 寺津町丙24-5 (87筆)	〇〇 (新寺津発電所 用地)	[21,657.8] 71,596.25			
9	金沢市 小原町子25-4 (105筆)	〇〇 (新内川発電所 用地)	[19,119.5] 63,204.91	[4,385] 1,326	83,856,291	S60. 3. 31
10	金沢市 堂町ツ35-1 (4筆)	〇〇 (新内川第二 発電所用地)	[368.1] 1,217.00	[133,258] 40,305	49,052,300	H1. 3. 31
11	金沢市 菊水町ヲ96-2	〇〇 (新内川第二発電所 取水口用地)	[56.7] 187.30			
12	金沢市 小原町ヲ9 (120筆)	〇〇 (小原発電所 跡地)	[2,358.7] 7,797.44	[4,037] 1,221	9,523,605	S60. 3. 31
合 計			[66,176.6] 218,766.01		177,039,118	

■ 建物
(発電事業)

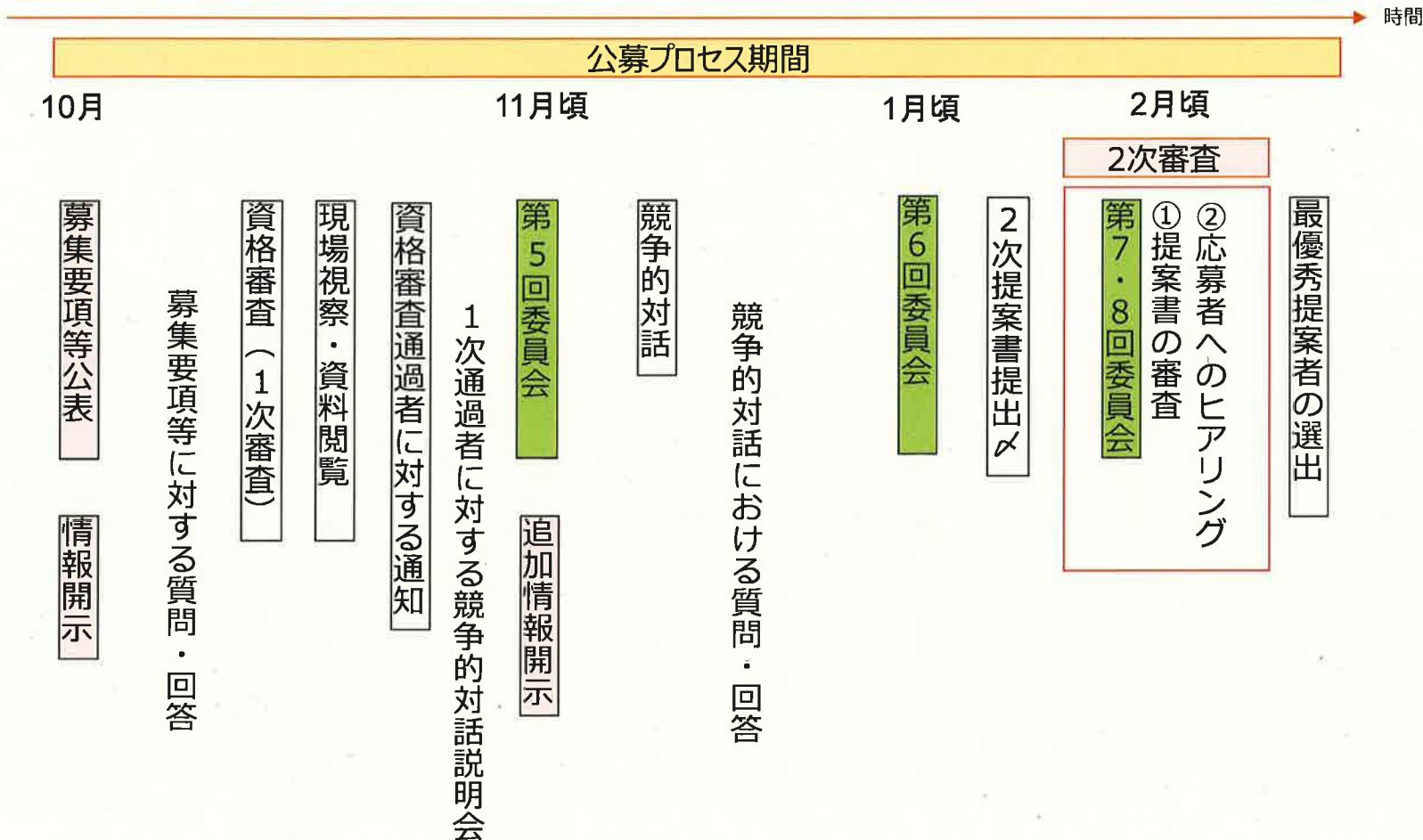
番号	所在	種類	延床面積 m ²	帳簿価額 円
1	金沢市 寺津町丙23-1	上寺津発電所	1,078.57	5,341,834
2	金沢市 二又新町	上寺津発電所 取水口上屋		10,619,863
3	金沢市 寺津町乙43-12	上寺津ダム (管理事務所)	315.60	2,975,195
4	"	(倉庫・車庫)	124.30	87,612
5	"	(乾燥室)	8.64	
6	"	(屋外変電所 コンプレッサー室)	10.50	19,880
7	金沢市 二又新町リ10 ほか	犀川ダム管理事務所等 関連建物 (持分4.3%分)		647,838
8	金沢市 上辰巳町6字205	新辰巳発電所	442.75	2,176,031
9	"	旧北陸電力辰巳閑閉所	91.30	52,920
10	金沢市 寺津町丙24-5	新寺津発電所	60.00	2,610,008
11	"	取水口電源設備上屋	9.25	211,008
12	金沢市 小原町子25-4	新内川発電所	855.45	35,142,011
13	金沢市 小原町	新内川発電所 取水口上屋	64.09	821,364
14	金沢市 小原町ス42 ほか	内川ダム管理事務所等 関連建物 (持分0.3%分)		163,299
15	金沢市 堂町ツ35-1	新内川第二発電所	309.27	28,134,802
16	金沢市 菊水町ヲ96-2	新内川第二発電所 取水口	11.00	1,952,511
合 計			3,380.72	90,956,176

審議事項 資料4

今後の選定委員会のスケジュール

1. 今後の選定委員会のスケジュール(1／2)

事業譲渡の各プロセスの節目ごとに委員会を開催し、審議事項につき審議・決定をいただくことを想定。



1. 今後の選定委員会のスケジュール(2/2)

回数	時期	議事（報告・審議）	委員会による合意形成事項
5	11月上旬	選定委員会メンバーによる発電・簡易ガス施設の現場見学会の実施 【報告】資格審査（1次審査）通過者の報告 【審議】審査の視点・審査配点（中項目）の考え方	・審査配点（中項目）についての了承
6	1月頃	2次審査方法の説明	—

提案書提出期限締切後

事務局：提案書類に対する応募者へ質問・追加資料の提示依頼、提案比較概要書作成

各委員：提案書類、提案比較概要書、応募者からの質問回答・追加資料を元に、各自で事前に
提案項目（配点：750点分）につき評価を実施

※ なお価格点（配点：250点）は自動計算で決定する為、委員にも各応募者の応札価格は通知しない

7	2月頃	応募者によるプレゼンテーションの実施 委員から、応募者へ追加確認事項がある場合、確認依頼	—
8	2月頃	・応募者からの追加確認事項回答結果の共有 ・各委員：事前評価につき、プレゼン、確認事項回答を踏まえ 事前評価の見直し・最終評価の決定 → ①：各委員の平均点にて、提案項目点が確定 ②：①に価格点を加算し、最終的な評価得点が確定 総合得点の高い順に、最優秀提案者、次点提案者を確定	・最優秀提案者、次点提案者の選定